

環境保全業務資料集

1. 環境保全協定
2. 水質
3. 大気
4. 騒音
5. 振動
6. 悪臭
7. 土壌
8. ダイオキシン対策
9. 廃棄物

1. 環境保全協定

環境保全協定（公害防止協定）の締結状況

協定の名称	対象事業所	締結年月日	改正
環境保全協定	住友共同電力株式会社 壬生川火力発電所	昭和 45 年 3 月 4 日	昭和 48 年 4 月 13 日全部改正 昭和 52 年 6 月 1 日一部改正 平成 13 年 4 月 20 日一部改正 平成 22 年 6 月 4 日一部改正
公害防止協定	住友金属鉱山株式会社 東予工場	昭和 45 年 12 月 28 日	
環境保全協定	株式会社クラレ西条事業所 クラレ西条株式会社	昭和 47 年 7 月 24 日	昭和 51 年 12 月 6 日全部改正 平成 11 年 8 月 31 日一部改正 平成 19 年 11 月 27 日一部改正
環境保全協定	四国電力株式会社 西条発電所	昭和 47 年 7 月 24 日	昭和 51 年 12 月 6 日全部改正 令和元年 7 月 26 日一部改正
公害防止協定	愛媛銑鉄鋳物工業団地及び 各事業所	昭和 50 年 4 月 25 日	平成 17 年 7 月 1 日一部改正
公害防止協定	株式会社ダスキンプロダク ト中四国愛媛工場	昭和 52 年 6 月 10 日	昭和 56 年 8 月 11 日全部改正 平成 23 年 6 月 24 日一部改正
公害防止協定	フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場	昭和 52 年 11 月 21 日	
公害防止協定	四国鉄鋼株式会社	昭和 56 年 1 月 27 日	
公害防止協定	花王サニタリープロダクツ 愛媛株式会社	昭和 58 年 3 月 3 日	平成元年 9 月 26 日全部改正 平成 4 年 1 月 29 日一部改正 平成 7 年 8 月 21 日一部改正 平成 12 年 9 月 21 日一部改正
公害防止協定	コカ・コーラボトラーズジャ パン株式会社小松工場	平成 3 年 5 月 13 日	平成 17 年 11 月 15 日一部改正
公害防止協定	東亜道路工業株式会社	平成 5 年 7 月 30 日	
環境保全協定	日本製鉄株式会社瀬戸内製 鉄所阪神地区（東予）	平成 10 年 10 月 15 日	
環境保全協定	ルネサスセミコンダクタマ ニファクチュアリング株式 会社	平成 15 年 4 月 1 日	株式会社ルネサステクノロジ 西条事務所より承継
環境保全協定	ワタキューセイモア 株式会社四国支店	平成 17 年 10 月 1 日	
環境保全協定	株式会社ガルバ興業 本社工場	平成 23 年 9 月 26 日	

2. 水質

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定され、水質保全行政の目標となるものです。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域に一律に適用され、カドミウム、全シアン等の 27 項目の基準が定められています。

一方、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準は、健康項目とは異なり、一律適用でなく、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、pH、BOD、COD 等の 9 項目について基準値が設定されており、各公共用水域をこの水域類型へあてはめることによって、各水域の環境基準が示されています。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等（27 項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/L	浮遊物質 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	—
(備考) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。					

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日以上である人工湖）

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD) mg/L	浮遊物質 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	20 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	300 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	—

類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 り ん
I	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	1.0 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。		

③ 海域

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) mg/L
A	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
B	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 り ん
I	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

(2) 公共用水域の水質調査

加茂川水系のうち、加茂川水域は河川の AA 類型、黒瀬ダムは湖沼の A 類型、中山川水系のうち、中山川水域甲（上流域）は AA 類型、中山川水域乙（下流域）は A 類型に指定されています。また、海域についても下表のとおり類型指定されています。

市内の公共用水域の水質調査は、河川は水質保全区域に指定している新町川水系、新川水系、御舟川水系、馬淵川・サラサラ川水系の 4 水系をはじめ、加茂川、中山川、渦井川及び市内中小河川の 49 地点で概ね年 4 回実施し、湖沼は黒瀬ダムのダムサイト西 500m とダムサイト西 1,600m の 2 地点で実施しています。また、海域は西条海域 7 地点及び東予海域 4 地点で実施しています。

市内の公共用水域の令和 6 年度調査結果は、類型指定されている水域においては、概ね環境基準を達成していますが、大腸菌数については大半が環境基準を超過しており、また、類型指定されていない水域においても、大腸菌数が高い数値を示しています。生活排水による汚濁負荷量削減のため、引き続き浄化槽等の整備を推進していく必要があります。

水質環境基準の類型指定状況

① pH、COD 等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
加茂川 水 系	加茂川水域	AA	イ	昭和 51 年 6 月 25 日 愛媛県告示第 677 号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川 水 系	中山川水域甲	AA	イ	
	中山川水域乙	A	イ	

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内のできるだけ早い時期に達成

② 全窒素、全りん

水域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成	平成 9 年 4 月 25 日 愛媛県告示第 843 号

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌数(CFU/100ml)		
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均
加茂川	兎之山橋	AA	7.2 ～ 7.6	0 / 4	8.2 ～ 12.0	0 / 4	10	1.0 ～ 1.4	2 / 4	1.2	< 1 ～	6	0 / 4	3	2 ～ 260	3 / 4 95
	東宮東	AA	7.6 ～ 7.8	0 / 4	8.2 ～ 11.4	0 / 4	10	< 0.5 ～ 0.9	0 / 4	0.8	< 1 ～	< 1	0 / 4	< 1	6 ～ 260	3 / 4 88
	船形橋下	AA	7.5 ～ 7.7	0 / 4	8.6 ～ 12.3	0 / 4	10	0.7 ～ 0.9	0 / 4	0.8	< 1 ～	< 1	0 / 4	< 1	8 ～ 140	2 / 4 52
	伊曾乃橋	AA	7.6 ～ 7.8	0 / 4	8.4 ～ 12.3	0 / 4	10	0.5 ～ 1.1	1 / 4	0.8	< 1 ～	1	0 / 4	1	6 ～ 340	3 / 4 110
中山川	太平堰	A	6.9 ～ 7.1	0 / 4	7.5 ～ 9.8	0 / 4	8.4	0.5 ～ 1.2	0 / 4	0.9	1 ～	5	0 / 4	3	21 ～ 220	0 / 4 82
	鞍瀬天然プール	AA	7.7 ～ 7.7	0 / 2	7.9 ～ 9.5	0 / 2	8.7	0.5 ～ 1.2	1 / 2	0.9	< 1 ～	2	0 / 2	2	83 ～ 1,500	2 / 2 790
	長面	AA	7.7 ～ 7.8	0 / 2	7.9 ～ 9.5	0 / 2	8.7	0.6 ～ 0.9	0 / 2	0.8	< 1 ～	< 1	0 / 2	1	46 ～ 800	2 / 2 420
	白坂・来見橋	AA	7.6 ～ 7.8	0 / 4	8.7 ～ 13.3	0 / 4	10	< 0.5 ～ 1.2	1 / 4	0.7	< 1 ～	2	0 / 4	1	18 ～ 340	3 / 4 140
	金比羅橋上流	AA	7.7 ～ 7.7	0 / 4	8.6 ～ 12.6	0 / 4	10	0.6 ～ 0.9	0 / 4	0.8	< 1 ～	1	0 / 4	1	20 ～ 110	3 / 4 64
	雨乞橋	AA	7.8 ～ 7.9	0 / 4	8.7 ～ 12.1	0 / 4	10	< 0.5 ～ 0.8	0 / 4	0.6	2 ～	4	0 / 4	3	18 ～ 810	3 / 4 250
	千原	AA	7.6 ～ 7.6	0 / 1	9.5 ～ 9.5	0 / 1	9.5	0.6 ～ 0.6	0 / 1	0.6	1 ～	1	0 / 1	1	22 ～ 22	1 / 1 22
	湯浪	AA	7.3 ～ 7.5	0 / 4	8.7 ～ 13.4	0 / 4	11	< 0.5 ～ 0.9	0 / 4	0.7	< 1 ～	2	0 / 4	1	9 ～ 55	2 / 4 31
	大砂橋	AA	7.2 ～ 7.7	0 / 4	8.6 ～ 13.0	0 / 4	10	0.8 ～ 1.0	0 / 4	0.9	< 1 ～	2	0 / 4	1	79 ～ 180	4 / 4 130

(注)m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌数(CFU/100ml)			
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	
新町川水系	観音水	B	7.1 ～ 7.7	0 / 4	7.9 ～ 11.2	0 / 4	9.4	< 0.5 ～ 1.9	0 / 4	1.1	< 1 ～ 2	0 / 4	1	46 ～ 500	0 / 4	260	
	市農協会館駐車場前	B	7.3 ～ 7.6	0 / 4	8.6 ～ 10.1	0 / 4	9.1	< 0.5 ～ 1.3	0 / 4	0.8	< 1 ～ 2	0 / 4	2	33 ～ 340	0 / 4	190	
	本陣川下隈	B	6.9 ～ 7.4	0 / 4	5.5 ～ 9.5	0 / 4	8.3	< 0.5 ～ 2.3	0 / 4	1.5	< 1 ～ 5	0 / 4	2	～			
	砂盛児童公園西	B	7.2 ～ 7.7	0 / 4	7.9 ～ 9.9	0 / 4	8.8	< 0.5 ～ 1.7	0 / 4	0.9	< 1 ～ 1	0 / 4	1	13 ～ 40	0 / 4	28	
新川水系	樋之口上路建築北	B	7.5 ～ 8.4	0 / 4	7.9 ～ 11.1	0 / 4	10	< 0.5 ～ 1.5	0 / 4	0.8	< 1 ～ < 1	0 / 4	< 1	～			
	新川橋	B	7.5 ～ 7.8	0 / 4	9.1 ～ 10.4	0 / 4	9.6	0.8 ～ 2.2	0 / 4	1.3	1 ～ 3	0 / 4	2	91 ～ 320	0 / 4	160	
	浄化センター東	B	7.3 ～ 7.5	0 / 4	6.5 ～ 9.4	0 / 4	8.4	< 0.5 ～ 1.7	0 / 4	0.9	1 ～ 2	0 / 4	2	～			
	大町用水 お旅所東	B	7.6 ～ 7.7	0 / 4	8.5 ～ 12.6	0 / 4	10	< 0.5 ～ 1.5	0 / 4	0.8	< 1 ～ 6	0 / 4	2	～			
馬淵川 サラサラ 川水系	界谷川合流点上流60m	B	7.3 ～ 7.5	0 / 4	8.5 ～ 10.5	0 / 4	9.2	< 0.5 ～ 1.6	0 / 4	0.8	1 ～ 5	0 / 4	2	～			
御船川水系	松ノ木泉	B	7.1 ～ 7.6	0 / 4	7.1 ～ 13.1	0 / 4	10	0.8 ～ 1.6	0 / 4	1.1	< 1 ～ 8	0 / 4	4	22 ～ 120	0 / 4	86	
	サーパス大町東	B	7.2 ～ 7.4	0 / 4	8.8 ～ 9.4	0 / 4	9.1	0.5 ～ 1.0	0 / 4	0.8	< 1 ～ 5	0 / 4	2	26 ～ 97	0 / 4	54	
	御舟橋	B	7.6 ～ 7.7	0 / 4	8.8 ～ 11.0	0 / 4	10.0	0.8 ～ 1.4	0 / 4	1.1	2 ～ 4	0 / 4	4	41 ～ 100	0 / 4	61	
	唐樋橋	B	7.0 ～ 7.4	0 / 4	5.5 ～ 10.3	0 / 4	8.2	0.8 ～ 1.4	0 / 4	1.1	3 ～ 4	0 / 4	3	110 ～ 560	0 / 4	270	
渦井川	玉津市営住宅北	B	7.0 ～ 7.5	0 / 4	7.8 ～ 10.5	0 / 4	9.1	0.8 ～ 1.2	0 / 4	1.0	< 1 ～ 8	0 / 4	4	12 ～ 6,200	1 / 4	1,600	
浪多川	渦井川大橋	B	7.2 ～ 8.0	0 / 4	6.6 ～ 9.5	0 / 4	7.9	0.9 ～ 1.7	0 / 4	1.3	2 ～ 22	0 / 4	8	27 ～ 1,200	1 / 4	350	
	し尿処理施設西	C	6.8 ～ 7.7	0 / 4	8.0 ～ 13.6	0 / 4	10	0.6 ～ 1.1	0 / 4	0.9	< 1 ～ 6	0 / 4	3	～			
	レクザム西条工場西	C	7.2 ～ 7.5	0 / 4	9.1 ～ 10.3	0 / 4	9.9	0.7 ～ 1.3	0 / 4	1.0	4 ～ 8	0 / 4	6	～			
	加茂橋下	C	7.0 ～ 9.1	1 / 4	6.0 ～ 13.8	0 / 4	10	1.6 ～ 170	1 / 4	43.9	2 ～ 110	1 / 4	30	26 ～ 270	0 / 4	100	
東谷川	西谷川合流点	C	6.7 ～ 7.1	0 / 4	7.6 ～ 10.3	0 / 4	8.5	0.5 ～ 2.4	0 / 4	1.4	6 ～ 9	0 / 4	7	～			
その他	船屋越智石材店北	C	7.1 ～ 7.4	0 / 4	4.9 ～ 10.5	1 / 4	8.1	0.8 ～ 3.7	0 / 4	2.0	2 ～ 24	0 / 4	11	～			
	安知生集会所南	C	7.8 ～ 8.2	0 / 4	8.5 ～ 13.0	0 / 4	11	0.6 ～ 1.3	0 / 4	0.9	< 1 ～ 5	0 / 4	2	～			

(注1) m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

(注2) 新町川水系・新川水系・馬淵川サラサラ川水系・御船川水系・渦井川は仮定環境基準B、浪多川・界谷川・東谷川・その他の仮定環境基準C

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌数(CFU/100mℓ)		
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均
東予小河川	北川(JR鉄橋下)	C	7.4 ～ 7.6	0 / 4	8.1 ～ 12.4	0 / 4	9.8	0.5 ～ 3.7	0 / 4	1.5	3 ～ 7	0 / 4	6	40 ～ 380	0 / 4	230
	大明神川(ヤスノ北)	C	7.7 ～ 7.8	0 / 4	9.0 ～ 12.7	0 / 4	10	0.5 ～ 0.8	0 / 4	0.6	1 ～ 5	0 / 4	2	18 ～ 580	0 / 4	270
	境川(壬生川出作)	C	7.4 ～ 8.0	0 / 4	5.8 ～ 12.9	0 / 4	9.3	1.1 ～ 2.3	0 / 4	1.5	1 ～ 5	0 / 4	3	200 ～ 1,600	0 / 4	620
	新川(周桑病院裏)	C	7.3 ～ 7.5	0 / 4	8.3 ～ 11.6	0 / 4	9.5	0.5 ～ 1.4	0 / 4	1.0	4 ～ 4	0 / 4	4	44 ～ 960	0 / 4	440
	大曲川(三津屋橋)	C	6.9 ～ 7.1	0 / 4	9.6 ～ 10.9	0 / 4	10	< 0.5 ～ 1.2	0 / 4	0.8	4 ～ 8	0 / 4	6	280 ～ 1,100	0 / 4	550
	崩口川(大気味神社裏)	C	7.1 ～ 7.2	0 / 4	9.0 ～ 12.7	0 / 4	10	0.7 ～ 1.2	0 / 4	1.0	4 ～ 7	0 / 4	5	120 ～ 340	0 / 4	220
	一ツ橋川(国道下流)	C	7.0 ～ 7.4	0 / 4	8.1 ～ 11.4	0 / 4	10	0.8 ～ 2.3	0 / 4	1.5	< 1 ～ 17	0 / 4	8	10 ～ 420	0 / 4	190
	広江川(旭橋)	C	6.9 ～ 7.1	0 / 4	8.9 ～ 9.6	0 / 4	9.2	< 0.5 ～ 1.6	0 / 4	1.1	< 1 ～ 4	0 / 4	3	30 ～ 130	0 / 4	82
	河原津樋門	C	7.2 ～ 7.9	0 / 4	8.2 ～ 10.6	0 / 4	9.2	1.0 ～ 1.4	0 / 4	1.2	1 ～ 10	0 / 4	5	390 ～ 1,800	0 / 4	1,000
	大新田樋門	C	7.3 ～ 7.9	0 / 4	5.5 ～ 9.7	0 / 4	7.3	3.4 ～ 7.9	2 / 4	5.1	2 ～ 12	0 / 4	5	32 ～ 320	0 / 4	190
崩口川	北条新田P	C	7.1 ～ 7.5	0 / 4	5.4 ～ 9.3	0 / 4	7.7	1.0 ～ 2.1	0 / 4	1.6	6 ～ 21	0 / 4	10	90 ～ 1,600	0 / 4	940
	今在家P	C	7.0 ～ 7.3	0 / 4	5.4 ～ 11.2	0 / 4	7.8	1.3 ～ 4.0	0 / 4	2.4	7 ～ 17	0 / 4	12	80 ～ 280	0 / 4	170
	上芳水路	C	7.5 ～ 8.0	0 / 4	8.5 ～ 13.7	0 / 4	11	1.1 ～ 2.0	0 / 4	1.7	< 1 ～ 15	0 / 4	8	240 ～ 1,100	0 / 4	720
	八雲橋	C	7.8 ～ 7.9	0 / 4	8.3 ～ 12.3	0 / 4	9.6	< 0.5 ～ 2.4	0 / 4	1.2	1 ～ 7	0 / 4	4	300 ～ 3,800	0 / 4	1,400
新川	出合橋	C	7.7 ～ 8.0	0 / 4	8.0 ～ 13.4	0 / 4	9.9	0.8 ～ 1.8	0 / 4	1.4	3 ～ 9	0 / 4	6	130 ～ 3,200	0 / 4	980

(注1)m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

(注2)東予中河川、東予小河川、崩口川、新川は仮定環境基準C

公共用水域水質測定結果総括表
イ 湖沼

水域	採水地点	類型	pH		DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			SS (mg/ℓ)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
黒瀬ダム	ダムサイト西500m	A	6.7～7.9	0/3	2.3～7.2	3/3	4.6	1.7～3.8	1/3	2.5	1～260	1/3	88
	ダムサイト西1,600m		6.7～7.8	0/2	3.3～7.4	2/2	5.4	1.9～25.0	1/2	13.5	1～760	1/2	381

公共用水域水質測定結果総括表
ウ 海域

水域	採水地点	類型	pH		DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			全窒素 (mg/ℓ)		全磷 (mg/ℓ)	
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
西条海域	船上岩壁台南500m	A・Ⅱ	8.0 ～ 8.2	0/2	7.9 ～ 9.1	0/2	8.5	2.3 ～ 3.8	2/2	3.1	0.27	0/1	0.026	0/1
	祝谷地先北500m	A・Ⅱ	8.0 ～ 8.2	0/2	7.6 ～ 9.2	0/2	8.4	2.3 ～ 2.9	2/2	2.6	0.27	0/1	0.026	0/1
	船屋地先北500m	A・Ⅱ	8.0 ～ 8.2	0/2	7.5 ～ 8.7	0/2	8.1	2.4 ～ 3.3	2/2	2.9	0.28	0/1	0.030	0/1
	西ひうち地先北500m	A・Ⅱ	8.0 ～ 8.1	0/2	7.8 ～ 8.6	0/2	8.2	3.0 ～ 3.4	2/2	3.2	0.25	0/1	0.027	0/1
	港新地地先北900m	A・Ⅱ	8.1 ～ 8.1	0/2	7.1 ～ 8.4	1/2	7.8	2.8 ～ 3.3	2/2	3.1	0.25	0/1	0.025	0/1
	難波地先北1,100m	A・Ⅱ	8.1 ～ 8.2	0/2	8.2 ～ 8.9	0/2	8.6	2.6 ～ 3.3	2/2	3.0	0.26	0/1	0.025	0/1
	西条港湾内突堤南500m	B・Ⅱ	8.0 ～ 8.2	0/2	7.6 ～ 9.8	0/2	8.7	4.3 ～ 7.7	2/2	6.0	0.59	1/1	0.110	1/1
東予海域	河原津地先北東500m	B・Ⅱ	8.1 ～ 8.1	0/2	8.2 ～ 8.3	0/2	8.3	2.7 ～ 2.7	0/2	2.7	0.13	0/1	0.022	0/1
	壬生川地先北東500m	C・Ⅱ	8.1 ～ 8.2	0/2	8.6 ～ 8.7	0/2	8.7	2.9 ～ 2.9	0/2	2.9	0.16	0/1	0.030	0/1
	崩口川河口北東500m	C・Ⅱ	8.0 ～ 8.1	0/2	7.2 ～ 9.2	0/2	8.2	4.3 ～ 5.4	0/2	4.9	0.93	1/1	0.071	1/1
	北条新田地先西500m	B・Ⅱ	8.0 ～ 8.1	0/2	7.6 ～ 9.1	0/2	8.4	2.6 ～ 2.7	0/2	2.7	0.37	1/1	0.034	1/1

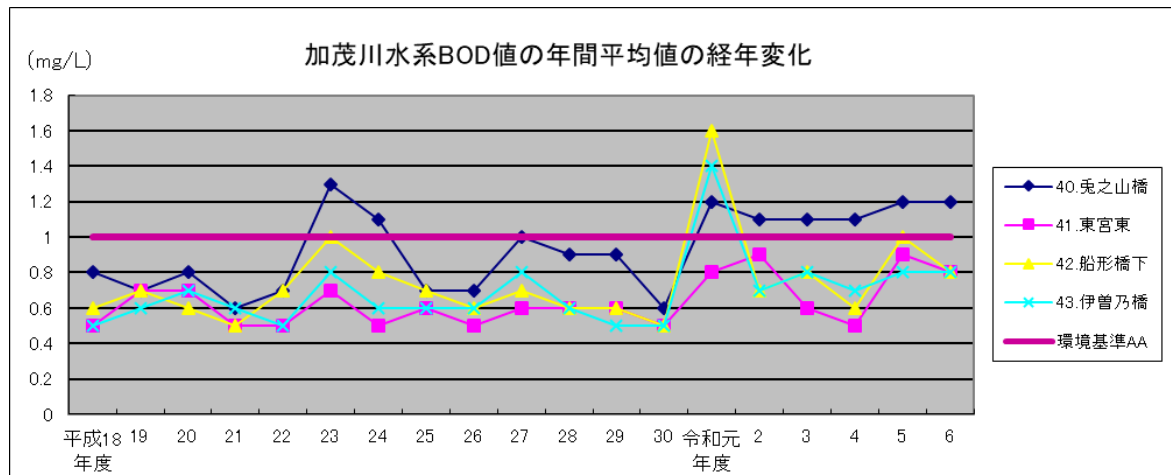
東予新港海域底質調査結果

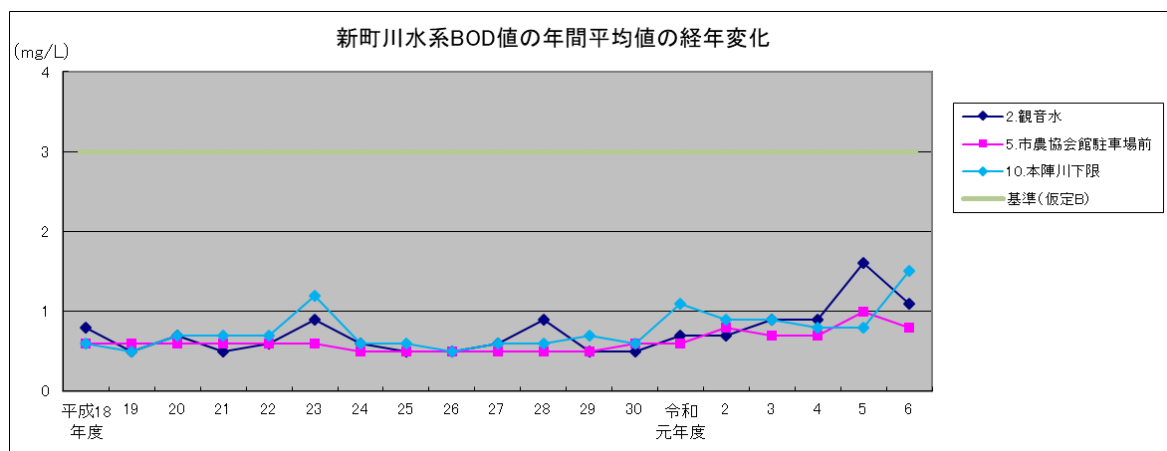
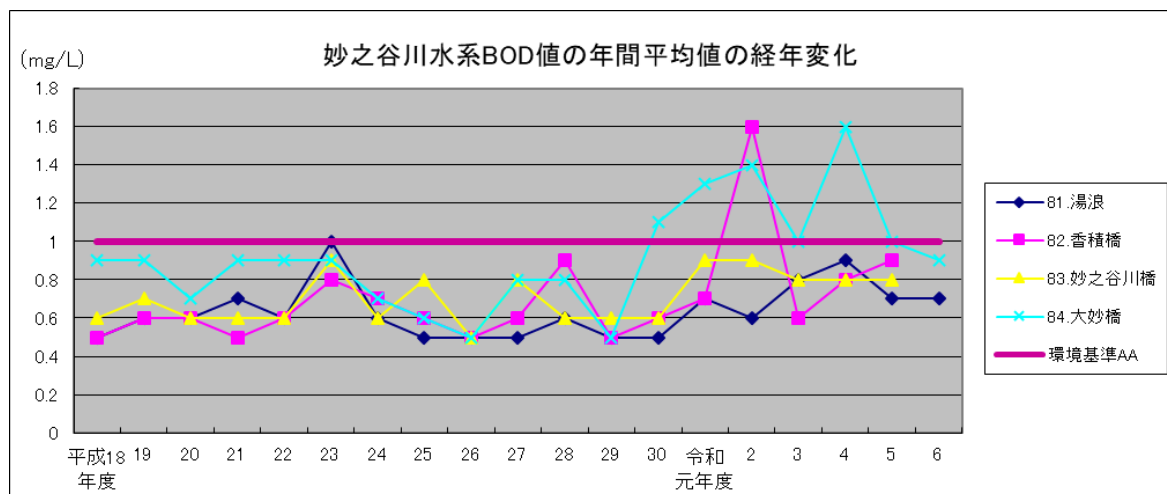
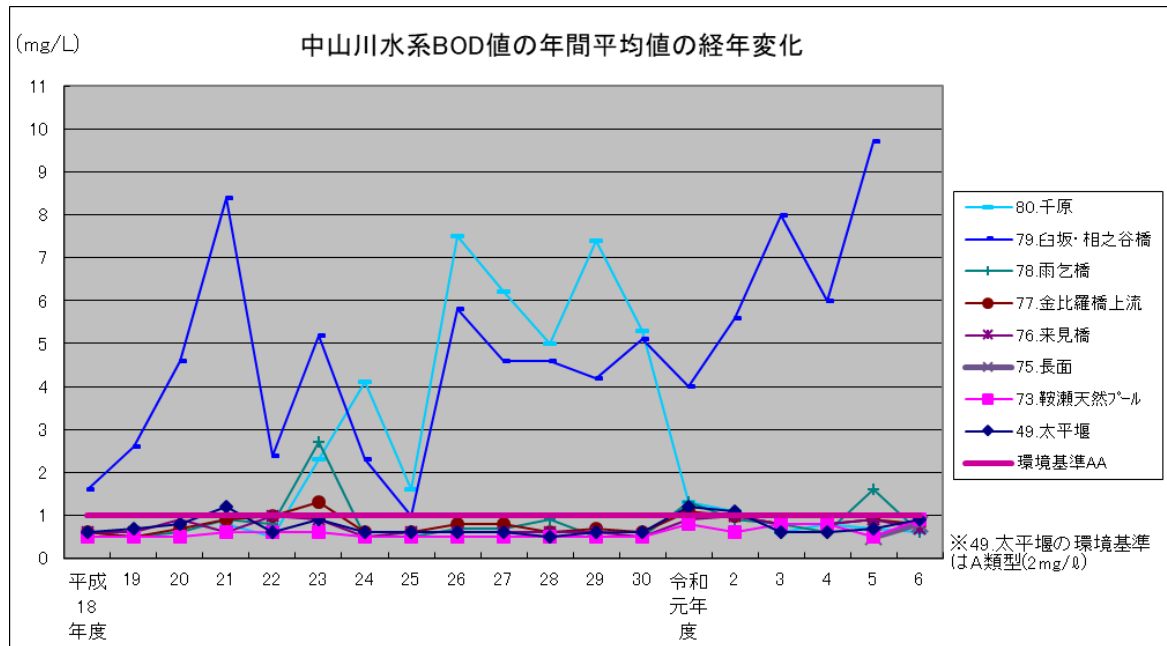
項目	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	六価クロム	クロム	ヒ素	PCB	銅	フッ素	鉄	亜鉛	ニッケル	アルキル水銀	総水銀
年月日	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6+	Cr	As		Cu	F	Fe	Zn	Ni	Ar-Hg	T-Hg
H元. 1.18	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H 2. 1.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.04	N. D	1.2	0.02	N. D	N. D	N. D
H 3. 1.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.02	N. D	0.1	0.03	N. D	N. D	N. D
H 4. 3.19	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.54	0.57	0.03	N. D	N. D	N. D
H 5. 1.12	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	N. D	0.88	0.02	N. D	N. D	N. D
H 5. 7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.68	0.16	0.03	N. D	N. D	N. D
H 6. 7.15	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	1	0.03	N. D	N. D	N. D
H 7. 7.18	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D		0.01	N. D	0.01	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H 8. 7.30	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.006	N. D	0.01	0.8	0.8	0.16	0.01	N. D	N. D
H 9. 7. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	7.6	0.02	N. D	N. D	N. D
H10. 7.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.007	N. D	N. D	N. D	0.1	N. D	N. D	N. D	N. D
H11. 7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	0.8	N. D	N. D	N. D	N. D
H12. 8. 1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.04	N. D	N. D	0.5	1.3	N. D	N. D	N. D	N. D
H13. 7. 5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	0.5	N. D	N. D	N. D	N. D
H14. 7.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	0.4	N. D	N. D	N. D	N. D
H15. 7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	0.9	0.8	0.03	N. D	N. D	N. D
H16. 7.16	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.02	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H17. 7.21	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.7	1.6	N. D	N. D	N. D	N. D
H18. 7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.5	0.19	0.01	N. D	N. D	N. D
H19. 7.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	1.8	0.01	N. D	N. D	N. D
H20. 7.18	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H21. 8.5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	—	—	N. D	N. D	N. D	N. D
H22. 7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.008	N. D	N. D	N. D	0.17	N. D	N. D	N. D	N. D
H23. 7.1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.74	0.49	N. D	N. D	N. D	N. D
H24. 7. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
H25. 7. 8	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.02	N. D	N. D	N. D
H26. 7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H27. 7. 2	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H28. 10.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D	H29から	N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	—	N. D
H29. 6.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
H30. 6.28	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R1. 6.3	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R2. 6.5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.3	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R3. 11. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.3	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R4. 6.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.4	—	N. D	N. D	—	N. D
R5. 6.6	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.3	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R6. 5.23	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R7. 5.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	—	—	N. D	N. D	N. D	N. D
定量限界	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.01	<0.02	<0.1	<0.01	<0.0005	<0.1	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.0005	<0.0005
環境基準 (土壌汚染)	<0.01	検出 されないこと	検出 されないこと	<0.01	<0.02		<0.01	検出 されないこと	—	—	—	—	—	検出 されないこと	<0.0005

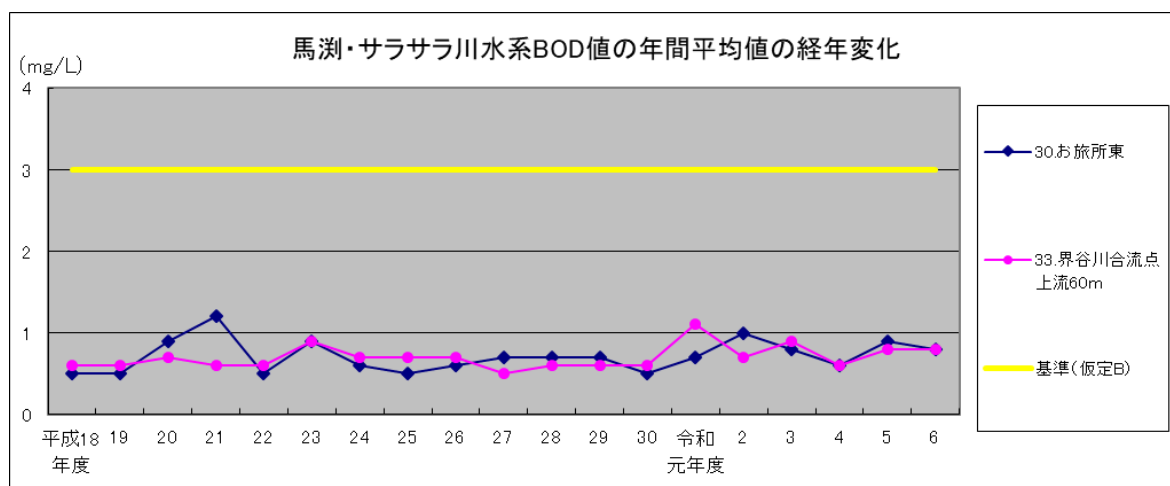
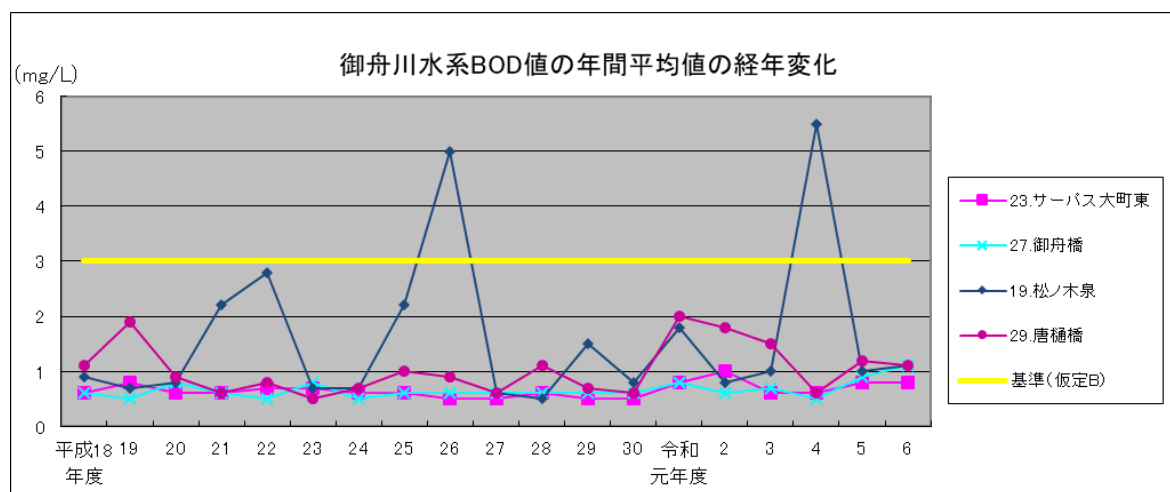
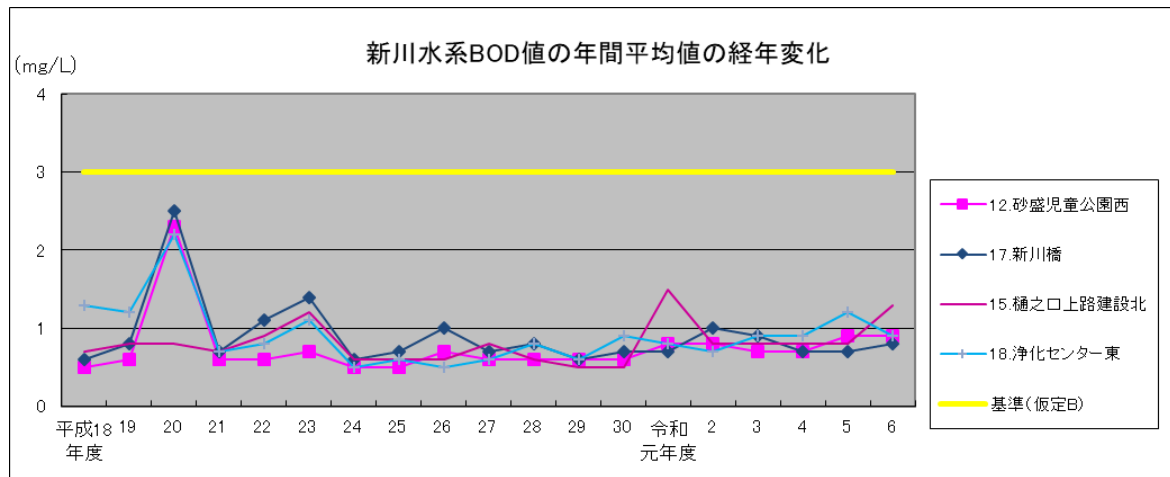
※ N. D : 検出されず (定量限界未満)

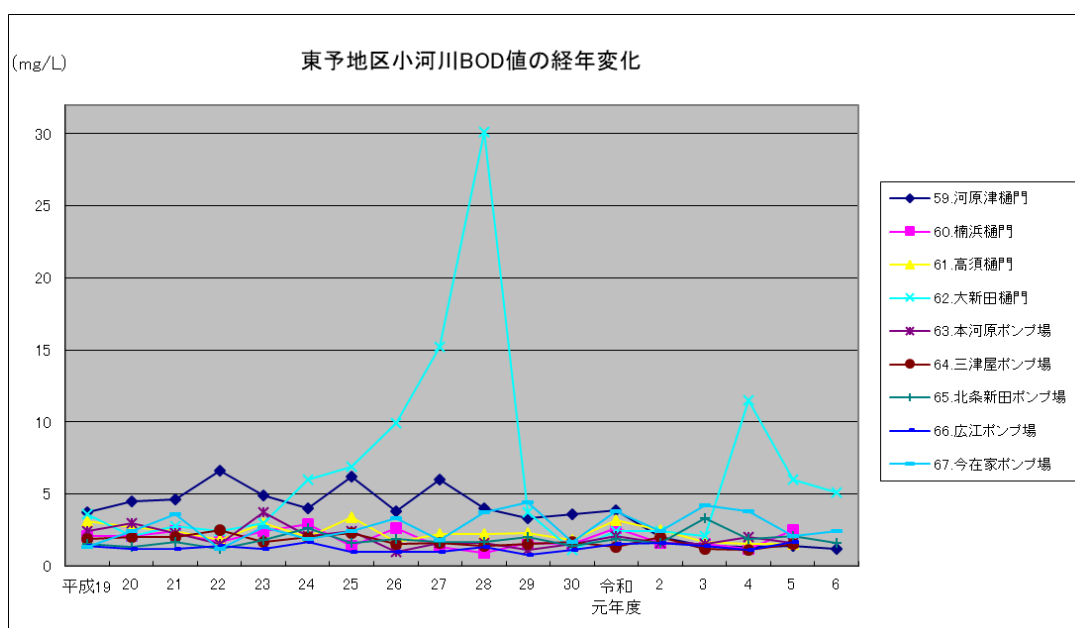
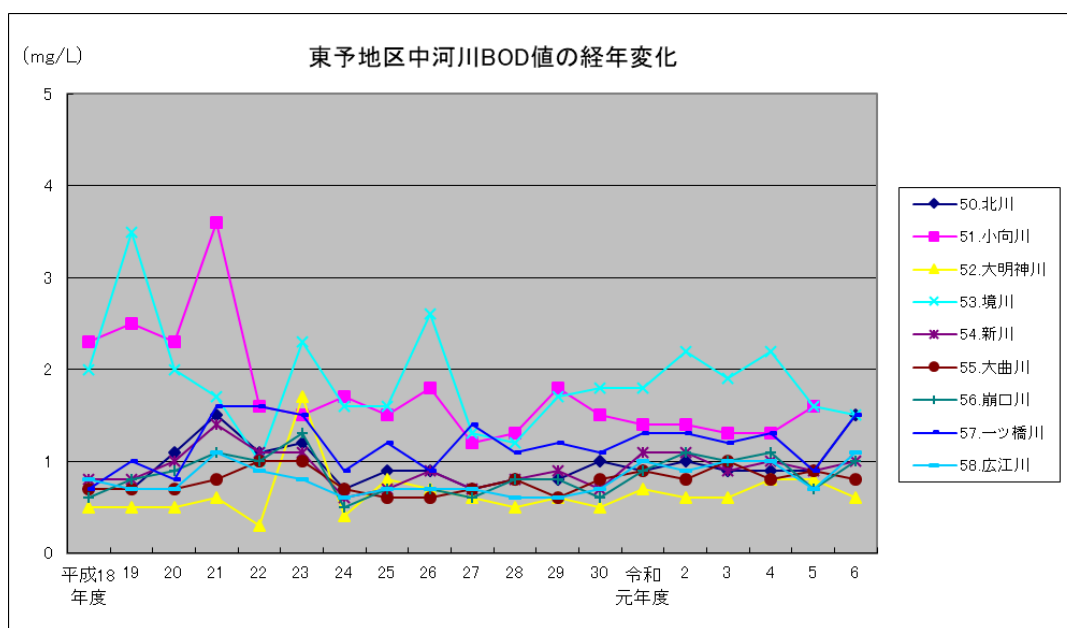
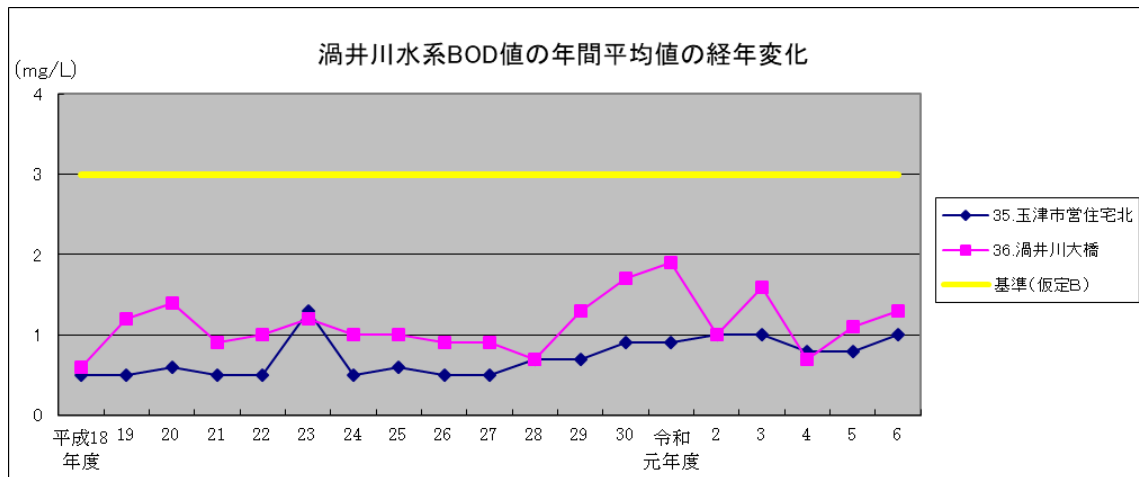
(3) 公共用水域の水質現況

① 河川

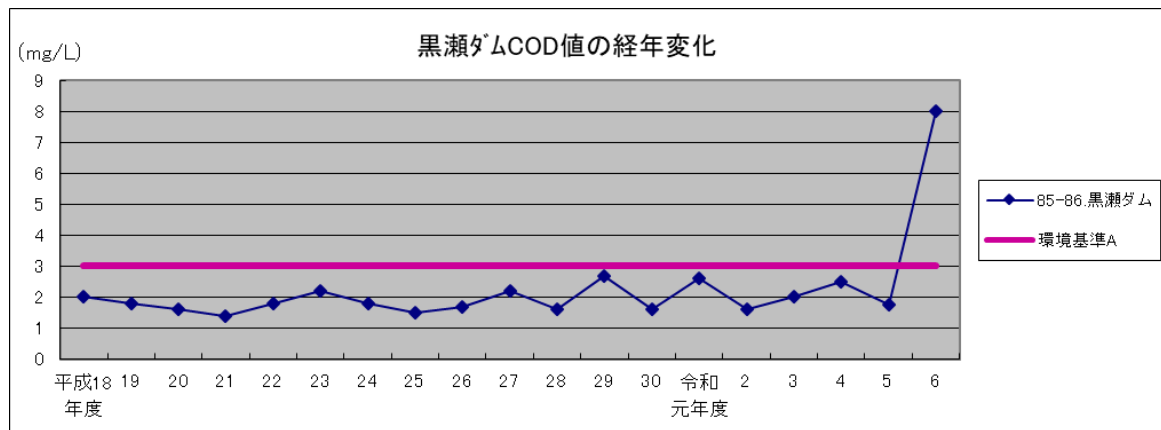




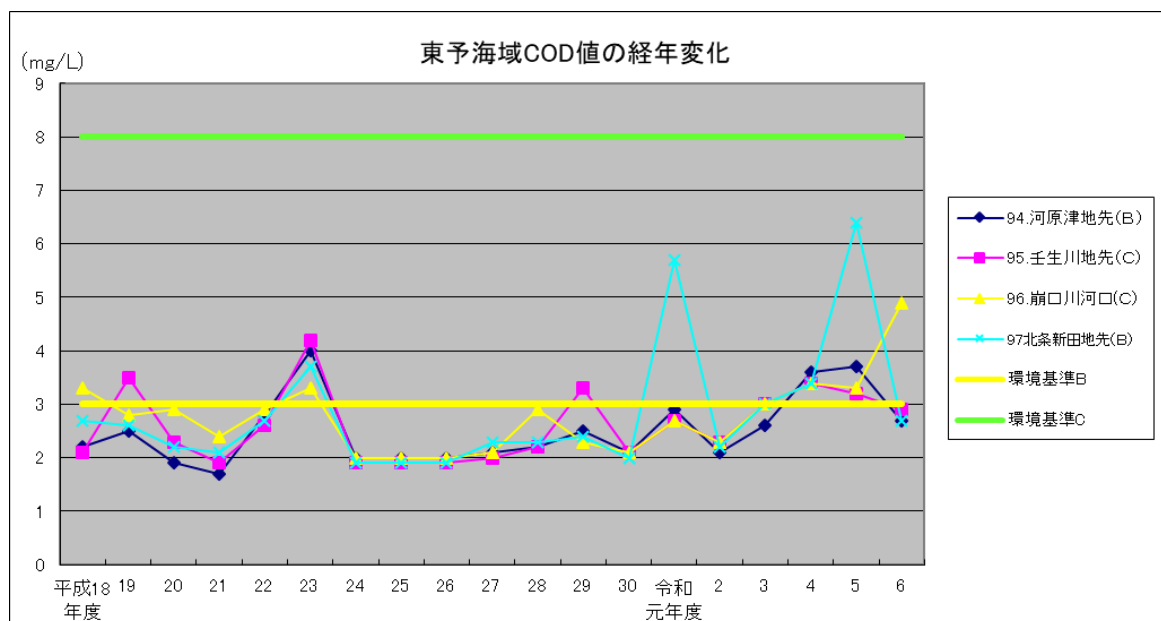
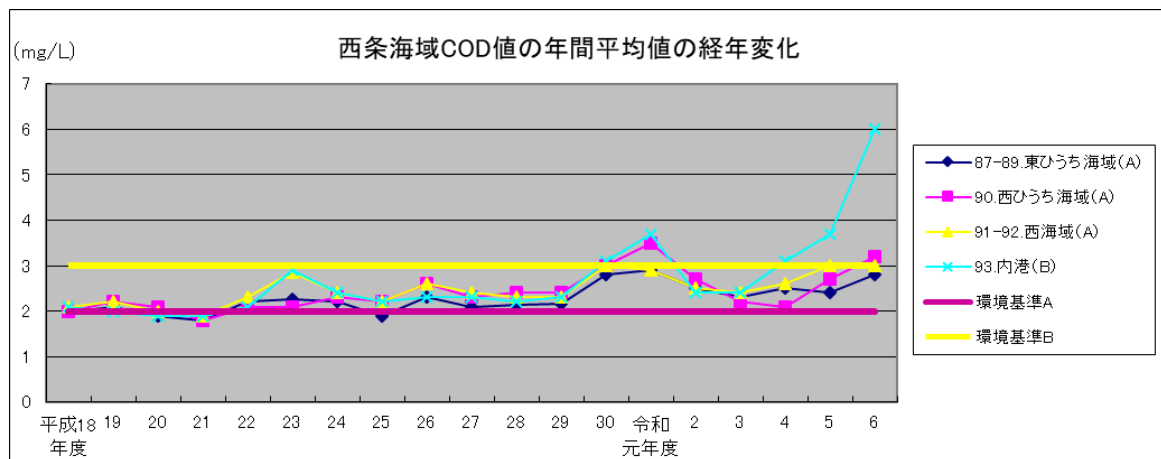




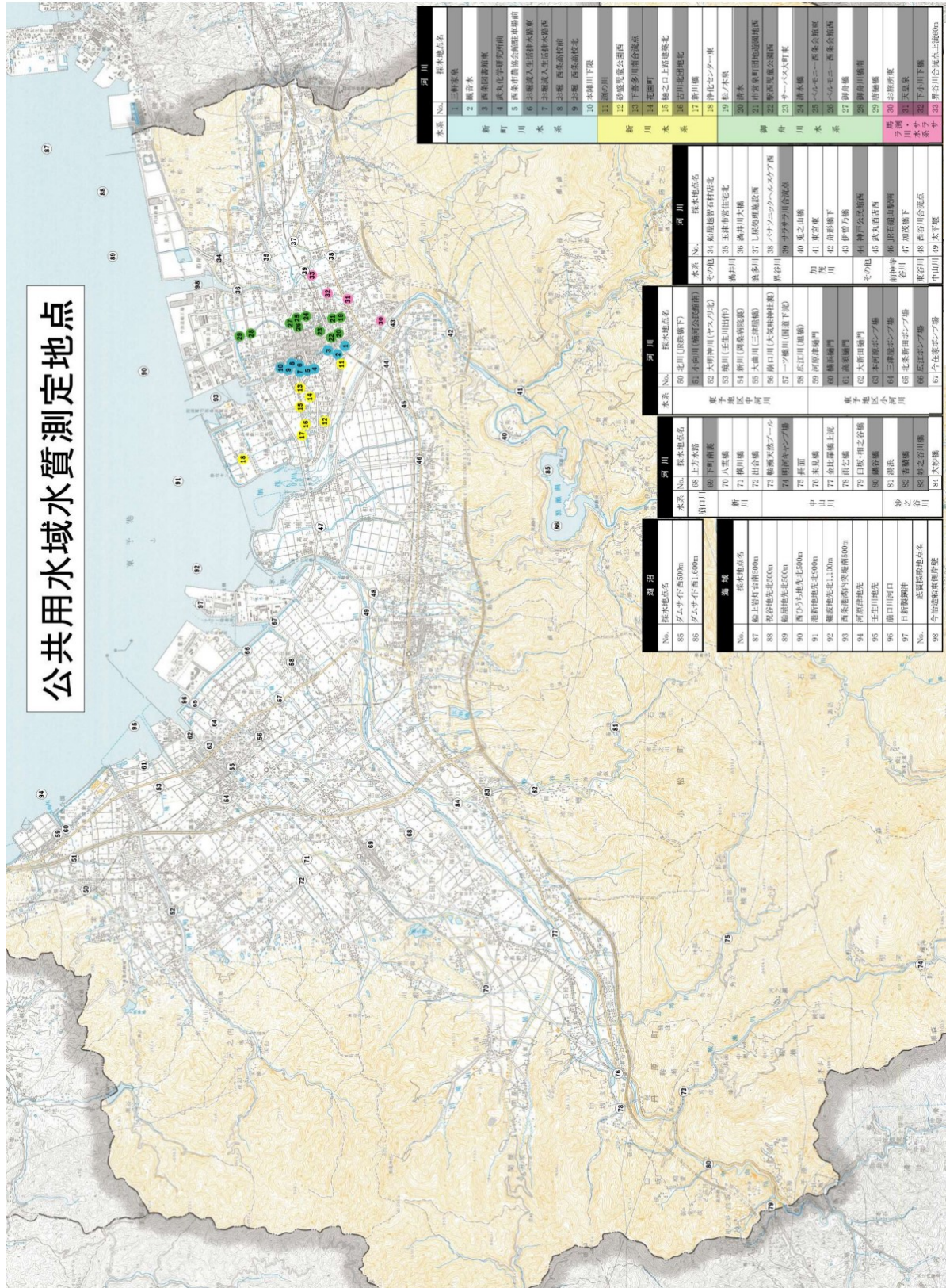
② 湖沼



③ 海域



公共用水域水質測定地点

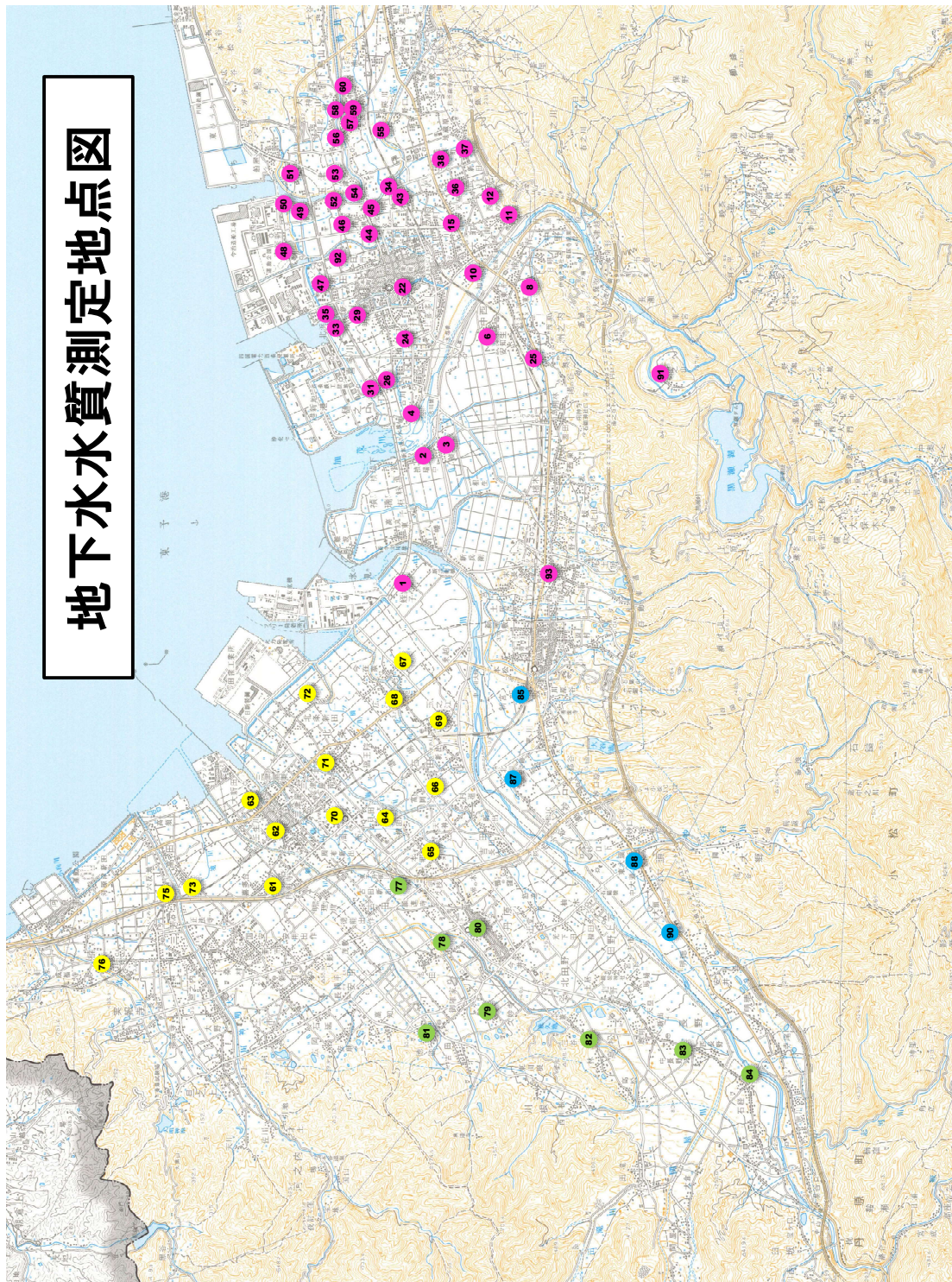


※河川表のNo.の網掛けは、廃止した地点

(4) 地下水の水質・水位等調査

令和6年度の一般家庭井戸水の水質調査については、一般項目検査は市内70地点、全項目検査は14地点で実施しました。結果は1地点において「塩化物イオン」が、別の1地点にて「マンガン及びその化合物」不適合でしたが、他の地点では水質基準に適合していました。

また、地下水の動向把握のため、地下水位の調査を行い、地下水の基礎データの収集を実施しました。



① 地下水一般項目検査結果

地下水一般項目検査結果（その 1）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
1	蛭子	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.8	9	0.8	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
2	禎瑞中	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.7	29	0.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
3	禎瑞上	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.7	2	0.4	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
4	古川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.8	2	0.4	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
6	中西	0.4	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	2	0.5	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
8	東原	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	3	2.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
10	加茂町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	2	0.6	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
11	西の川原	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.6	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
12	新田	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.9	3	0.9	0.004未満	0.80	0	検出せず	適合
15	中町小川	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	2	0.6	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
22	西新町	0.2	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
24	花園町	0.1未満	0.2	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
25	河原町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.7	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
26	八丁	1.7	1.1	異常なし	異常なし	7.0	24	0.2	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
29	北浜南	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	90	0.6	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
31	八丁	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	576	0.3	0.004未満	0.10	0	検出せず	不適合
33	北浜北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.1	60	0.2	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
34	明神木	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
35	新堀下	2.4	1.2	異常なし	異常なし	7.4	20	0.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
36	若葉町西	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.7	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
37	地蔵原	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.2	0.004未満	0.80	0	検出せず	適合
38	春日町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.4	3	0.5	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
43	明神木	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
44	横黒西	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	5	0.4	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
45	元橋	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
46	横黒下	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	9	2.4	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
47	青江町	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	38	0.8	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
48	市塚新街	0.3	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	15	1.9	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
49	市塚	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	6	1.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

地下水一般項目検査結果（その2）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
50	市塚	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.5	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
51	船屋西南	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	5	1.4	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
52	市塚	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	5	1.9	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
53	玉津	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.5	3	1.5	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
54	玉津	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.8	9	1.6	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
55	戻川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.4	5	2.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
56	川北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	3	1.6	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
57	川南	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.5	3	1.5	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
58	川北	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	3	1.7	0.004未満	0.80	0	検出せず	適合
59	中土居	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	3	1.4	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
60	中土居	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	3	1.7	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
61	喜多台	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	7	5.8	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
62	壬生川上	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.7	9	1.9	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
63	大新田	1未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.8	9	2.7	0.004未満	0.3 未満	5	検出せず	適合
64	周布	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	11	1.8	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
65	周布	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	10	1.6	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
66	石田	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	9	2.4	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
67	今在家	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	9	1.0	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
68	広江	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.7	8	1.3	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
69	玉之江	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	8	1.3	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
70	周布	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	11	2.7	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
71	北条	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	11	1.7	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
72	北条新田	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.0	10	1.7	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
73	高田	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.1	4	1.3	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
75	三芳	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.9	4	1.3	0.004未満	0.3 未満	1	検出せず	適合
76	楠河	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.2	5	1.2	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
77	池田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	8	4.1	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
78	池田	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.6	7	4.2	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
79	久妙寺	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	11	8.0	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
80	丹原	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	8	6.5	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

地下水一般項目検査結果（その3）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
81	徳能	1	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	6	2.4	0.004未満	0.90	3	検出せず	適合
82	高松	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	6	5.6	0.004未満	6.00	0	検出せず	適合
83	長野	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	7	9.4	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
84	石経	0.6	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	9	2.7	0.004未満	0.90	2	検出せず	適合
85	新宮	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.2	8	3.0	0.004未満	0.50	3	検出せず	適合
87	北川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	9	1.3	0.004未満	0.3未満	2	検出せず	適合
88	東大頭	2	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	5	3.2	0.004未満	0.50	1	検出せず	適合
90	明徳	1.3	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	8	1.6	0.004未満	0.60	28	検出せず	適合
91	兎之山	1.1	0.1	異常なし	異常なし	6.4	2	0.9	0.004未満	0.90	0	検出せず	適合
92	北新田	0.9	0.2	異常なし	異常なし	7.2	37	1.3	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
93	下町	2.2	0.4	異常なし	異常なし	6.6	14	2.0	0.004未満	0.70	100	検出せず	適合
	水質基準	5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

② 地下水全項目検査結果

地下水全項目検査結果（その 1）

No.	採水場所 採 水 日	行政区 本検査 地図No.	水質基準 (R2. 4. 1～)	古川 R6. 10. 22 (4)	東原 R6. 10. 1 (8)	北浜南 R6. 10. 22 (29)	横黒西 R6. 10. 1 (44)
	検 査 項 目	(単位)					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	1	0	1	0
2	大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.008
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 以下	0.4	2.1	0.6	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1 以下	0.028	0.038	0.093	0.039
14	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	シス-1,2-ジ'クロロエチン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチン	mg/l	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.0001 未満	0.0001 未満	0.005	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.6 以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.06 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブromクロロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブromジクロロメタン	mg/l	0.03 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブromホルム	mg/l	0.09 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.13	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
35	銅及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200 以下	3.1	3.3	52.8	10.0
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	200 以下	2.3	3.2	89.5	4.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300 以下	36	64	80	32
40	蒸発残留物	mg/l	500 以下	59	94	266	71
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物 (TOC)	mg/l	3 以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.8	6.7	7.4	7.5
48	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5 以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	2 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判 定				適合	適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その2）

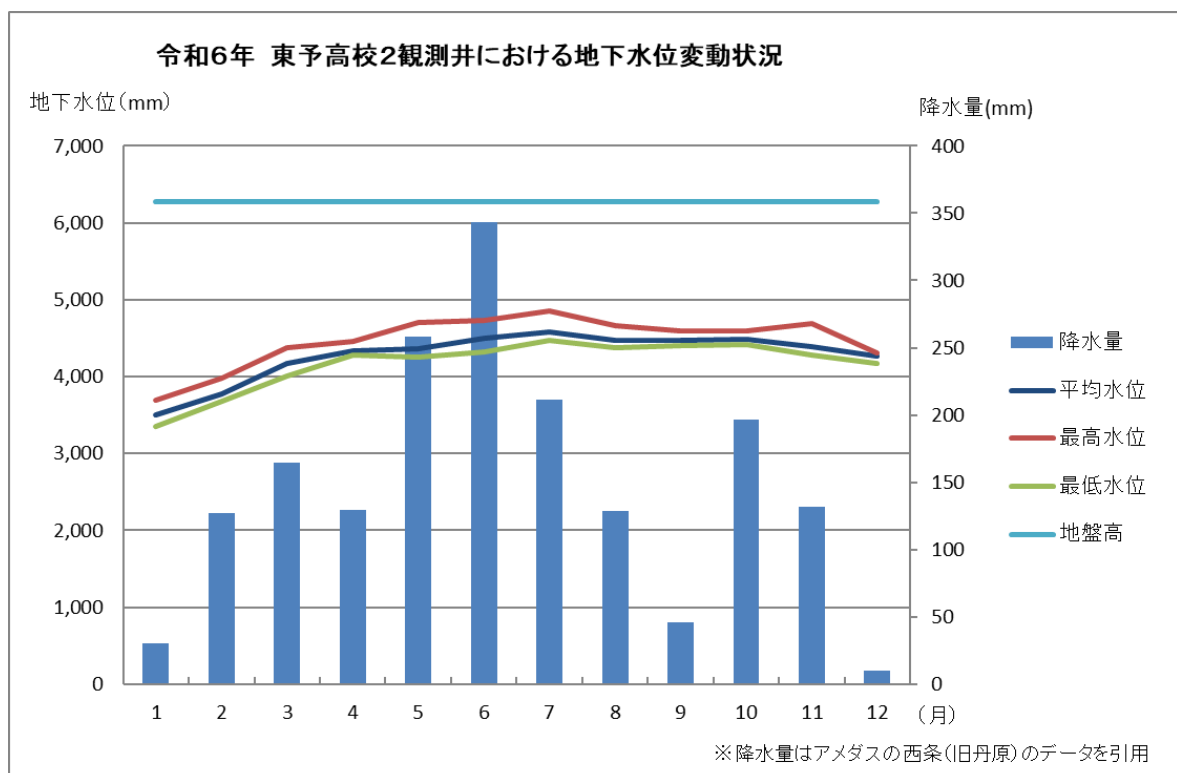
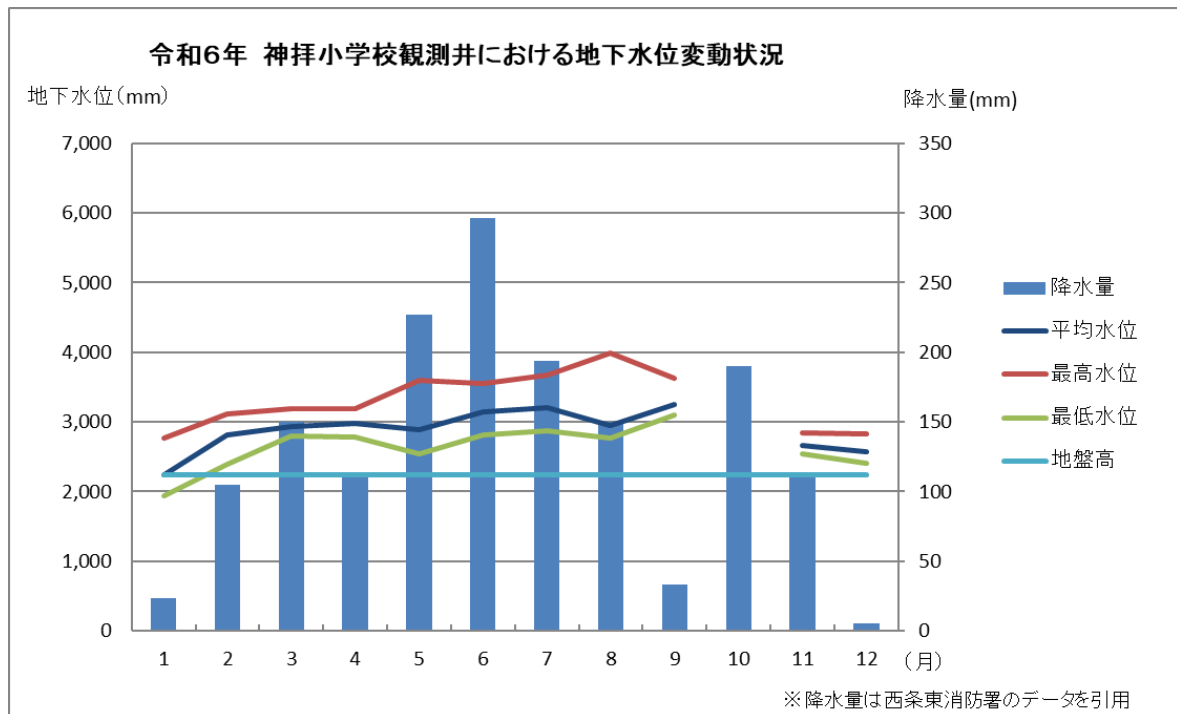
No.	採水場所 行政区 採水日本検査 地図No.	青江町 R6. 10. 22 (47)	市塚 R6. 10. 22 (50)	玉津 R6. 10. 1 (54)	戻川 R6. 10. 1 (55)	川北 R6. 10. 1 (56)
	検査項目	(単位)				
1	一般細菌	個/ml	0	1	0	0
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.8	1.5	1.6	2.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.035	0.013	0.013	0.012
14	四塩化炭素	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.03	0.005 未満	0.005 未満	0.014
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.021	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.016
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	23.9	5.0	10.7	5
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	38	3.6	9.4	4.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	52	41	54	53
40	蒸発残留物	mg/l	147	82	105	98
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物(TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	7.5	6.7	6.8	6.4
48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判 定			適合	適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その3）

No.	採水場所 採水日	行政区 本検査 地図No.	大新田 R6. 10. 22 (63)	三芳 R6. 10. 22 (75)	池田 R6. 10. 22 (78)	北川 R6. 10. 1 (87)	東大頭 R6. 10. 1 (88)
	検査項目	(単位)					
1	一般細菌	個/ml	5	1	0	2	1
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	2.7	1.3	4.2	1.3	3.2
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.14	0.19	0.15	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.017	0.014	0.018	0.024	0.020
14	四塩化炭素	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.008	0.029
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.007	0.005 未満	0.011	0.019
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.006	0.005 未満	0.005
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	10.4	7.4	8.6	9.0	6.8
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.31	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	9.2	3.6	6.5	9.2	5.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	88	41	66	44	39
40	蒸発残留物	mg/l	171	94	137	87	99
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物(TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.5
47	pH値	—	6.8	6.9	6.6	6.7	6.3
48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	2
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判定			不適合	適合	適合	適合	適合

③ 地下水位調査結果

番号	観測井戸名	口 径 (mm)	深 度 (m)	地盤高 (m)	平 均 水 位(m)	
					標高表示	GL表示
1	鷹丸	75	20	2.106	2.674	0.568
2	西条小学校	125	20	1.378	0.220	-1.158
3	市塚	125	20	0.605	0.530	-0.075
4	禎瑞小学校	300	80	-0.200	0.055	0.255
6	玉津小学校	300	50	2.300	2.587	0.287
7	大町小学校	150	8.85	4.876	2.444	-2.432
8	神拝小学校	300	80	2.240	2.865	0.625
15	西条南中学校	100	16	7.170	3.440	-3.730
18	東予高校1	250	150	6.227	4.136	-2.091
19	東予高校2	250	70	6.268	4.275	-1.993
20	今在家公園	250	70	3.854	0.091	-3.763
21	一ツ橋川	75	15	1.240	0.257	-0.983
22	北条新田	50	18	0.210	-0.463	-0.673
23	大新田公園	250	70	0.339	1.089	0.750
24	新川浜橋	300	140	1.260	-1.055	-2.315
25	三芳水源地	250	70	20.055	14.920	-5.135
26	北水源地		80	18.200	11.089	-7.111
27	周布		4	9.210	6.925	-2.285
29	明理川		6	6.870	3.646	-3.224
31	田野上方		14	31.250	22.494	-8.756
32	長野		46	43.810	30.188	-13.622
33	北川		13	14.900	9.440	-5.460
37	蛭子			0.400	-0.774	-1.174



地下水位観測井戸位置図

No.	観測井戸名
1	鷹丸
2	西条小学校
3	市塚
4	楨瑞小学校
6	玉津小学校
7	大町小学校
8	神拝小学校
15	西条南中学校
18	東予高校1
19	東予高校2
20	今在家公園
21	一ツ橋川
22	北条新田
23	大新田公園
24	新川浜橋
25	三芳水源地
26	北水源地
27	周布
29	明理川
31	田野上方
32	長野
33	北川
37	蛭子



(5) 水生生物調査

西条市では、『加茂川』に棲んでいる水生生物を調査することによって水質の状況を知るとともに、子どもたちが自然と親しみ、河川を大切にする心を育てることを目的として、昭和 61 年度から夏休み期間中に小学生を対象とした「親と子で水と親しむ青空教室」を実施してきましたが、平成 17 年度からは中学生も参加可能とし、「水と親しむ青空教室」という名称に改め、以降毎年実施しています。

実施方法は、環境省の「水生生物による水質の調査法―川の生きものから水質を調べよう―」によって行っており、指標生物の棲息状況によって、「Ⅰ．きれいな水」、「Ⅱ．少し汚れた水」、「Ⅲ．きたない水」、「Ⅳ．大変きたない水」の４階級に分類されていますが、毎年「Ⅰ．きれいな水」の結果が得られています。

水生生物による水質調査結果

[illegible]

(6) 工場・事業場の規制

工場・事業場の規制については、水質汚濁防止法に基づき、特定施設の設置・変更に係る届出制や全国一律の排水基準などが設けられており、現在、101 の業種等に係る特定施設が指定されています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海区域の最大排水量 50m³/日以上 of 工場・事業場に対しては、特定施設の設置・変更に係る許可制が採用されています。

特に、人口・産業が集中し、汚濁の著しい広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、愛媛県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）の規定に基づき、水質総量規制制度が実施されています。

昭和 54 年以降これまで 7 次にわたって総量削減計画を策定し、COD、窒素含有量、りん含有量の削減目標を設定し、汚濁負荷量の削減を図ってきた結果、水質濃度レベルは低下し、水質改善が図られた一方、気候変動による水温上昇などの影響もあり、養殖のりなどの色落ちが確認されています。他方で、今も広い範囲で赤潮が発生していることから、水質の規制から水質の管理に水行政を転換するため、令和 3 年 2 月 26 日に瀬戸法が改正されました。

さらに、愛媛県公害防止条例では、生コンクリートのトラックミキサー洗浄施設等 4 種類の施設を排水施設として指定しており、これらの施設を設置する工場、事業場には、排水施設の設置等の届出、排水基準の遵守等を義務付けています。また、全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難であるため、COD、SS 等 6 項目については、より厳しい基準値（上乘せ排水基準値）を設定しています。

なお、省令改正が行われ、1,1-ジクロロエチレンの排水基準は 0.2 mg/L から 1.0 mg/L になり(平成 23 年 11 月 1 日施行)、トリクロロエチレンの排水基準は 0.3mg/L から 1.0 mg/L になりました（平成 27 年 10 月 21 日施行）。

水質汚濁防止法特定施設（施行令第 1 条関係 別表第 1）

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）

		ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設 及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	(欠番)	
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に	イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機

	掲げる事業を除く。)	ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸り ゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水 洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静 置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及 び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸 りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造 施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリ による処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施 設
34	合成ゴム製造業	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテック ス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタ ジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分 離器
35	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロ ニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ ア セトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又 はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ ア ルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施 設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施 設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレン グリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール の製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シク ロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設 のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設 のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール 蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレング リコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設の うち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー 製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業	反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を 有しないものを除く。）
39	硬化油製造業	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の 有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のう ち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の 製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設

		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	薬業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極 又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄 施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66 の 2		エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業	イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が500 m ² 未満を除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が360 m ² 未満を除く。）
66 の 6	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が420 m ² 未満を除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が630 m ² 未満を除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が1,500 m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が300以上の病院）	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000 m ² 未満の事業場は除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第

		3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設（500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設（施行令第 3 条の 2）		政令で指定された地域において、特定施設となる施設（201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）

水質汚濁防止法による一律基準（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

(1)有害物質に係る基準

(単位：mg/L)

項 目	排水水（許容限度）	地下浸透水（許容限度）
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.001
シアン化合物	シアンとして 1	シアンとして 0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	0.1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1	鉛として 0.005
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2	六価クロムとして 0.04
砒素及びその化合物	砒素 0.1	砒素として 0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	アルキル水銀として 0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	0.1	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.0005
ジクロロメタン	0.2	0.002
四塩化炭素	0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	1	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	シス体として 0.004 トランス体として 0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.0002
チウラム	0.06	0.0006
シマジン	0.03	0.0003
チオベンカルブ	0.2	0.002
ベンゼン	0.1	0.001
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1	セレンとして 0.002
ほう素及びその化合物（海域以外）	ほう素として 10	ほう素として 0.2
ほう素及びその化合物（海域）	ほう素として 230	
ふっ素及びその化合物（海域以外）	ふっ素として 8	ふっ素として 0.2
ふっ素及びその化合物（海域）	ふっ素として 15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100（アンモニア態窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素の合計量）	アンモニア態窒素 0.7 亜硝酸態窒素 0.2 硝酸態窒素 0.2
塩化ビニルモノマー	—	0.0002
1, 4-ジオキサン	0.5	0.005

(2)その他の項目（有害物質以外の項目）（単位：mg/L ただし、pH 及び大腸菌数は除く）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6（海域以外）
	5.0～9.0（海域）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均 120）
浮遊物質量（SS）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌数（単位：CFU/mL）	日間平均 800
窒素含有量	120（日間平均 60）
りん含有量	16（日間平均 8）

(7) 工場・事業場の立入検査

水質汚濁防止法により指定されている特定施設のうち、環境保全協定（公害防止協定）を締結している工場・事業場に、水質汚濁負荷量の測定のために立入検査を実施しています。

令和 6 年度の立入検査結果は次ページの表のとおりです。協定を定める基準値を超過した企業はありませんでした。

工場・事業場立入検査結果

項目	pH	亜鉛(mg/ℓ)	銅(mg/ℓ)	砒素(mg/ℓ)	鉛(mg/ℓ)	カドミウム(mg/ℓ)	総水銀(mg/ℓ)
事業所 住友金属鉱山栃東子工場	8.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	油分(kg/日)	全窒素(kg/日)	フッ素(mg/日)	排水量(m ³ /日)
株式会社ニシエック西条事業所		7.6	43.0	43		86		43,000
		7.3	10.2	16	ND		2.3	5,369
ワタキューセイモア韓国工場		7.6	2.3	0.82	ND	0.33		409

項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)
事業所	7.4			
四国電力関西発電所				ND
株式会社エンプラテクノ四国愛媛工場	6.7	19.0	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)	亜鉛(mg/l)
愛媛鉄鋼物工業団地		7.8	3.3	9	ND	
フジボウ愛媛縣壬生川工場		7.7	3.6	3	ND	ND
四国ニカ・ニーラボドリンク株式会社小松工場		7.3	7.0	2		

事業所	項目	pH	COD(mg/ℓ)	SS(mg/ℓ)	油分(mg/ℓ)	亜鉛(mg/ℓ)	溶解性鉄(mg/ℓ)	クロム(mg/ℓ)
日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所阪神地区(東予)		6.7	3.1	ND	ND	ND	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	亜鉛(kg/日)	全窒素(kg/日)	全リン(kg/日)	排水量(m ³ /日)
株式会社ガルベ興業本社工場		7.0	1.0	ND	ND	0.4	ND	135

(8) 河川の清流を守る条例

「水の都西条」にふさわしい快適な水環境を確保するための「西条市河川の清流を守る条例」に基づき、河川のうち特に保全していく必要がある区域として、新町川水系、新川水系、御舟川水系及び馬渕川・サラサラ川水系の4水系を「水質保全区域」に指定し、年に一度、水質保全区域河川一斉清掃を実施していました。

平成23年度から水質保全区域河川一斉清掃に代わり、自治会等ごとに各該当水域を清掃することとなりました。令和6年度は、自治会等ごとに河川清掃が実施され、周辺住民等、約729人が河川周辺の除草やごみ拾いなどを行い、収集されたごみは約7.16トンにもなりました。

水 系 名	延 長
新 町 川 水 系	約 3.1 km
新 川 水 系	約 5.5 km
御 舟 川 水 系	約 4.1 km
馬渕川・サラサラ川水系	約 1.2 km
計	約 13.9 km

実施校区等	実施日	参加人数(人)	回収したごみ量(t)
大 町 校 区	7月14日(日)	362	4.99
神 拝 校 区	7月7日(日)	43	0.24
神 拝 校 区 (観音水・新町川を美しくする会)	5月12日(日) 9月29日(日)	177	0.83
西 条 校 区	9月8日(日)	147	1.10



3. 大気

(1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの 5 物質について定められていましたが、平成 9 年に有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの 3 物質が、平成 13 年にジクロロメタンの環境基準が設定されました。なお、平成 25 年度から愛媛県の設置した大気測定局において、微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しています。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。
(備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10µm 以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
(備考) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.04ppm を越える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間値が 20ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 10ppm を越える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10 mg/m ³ を越える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	_____	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。	_____
微小粒子状物質	_____	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値うち低い方から 98% に相当する値が 35μg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。

(2) 監視体制

愛媛県が大気汚染常時監視測定局を市内に 3 か所設置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の項目を機械によって自動測定しています。愛媛県衛生環境研究所とのテレメータにより常時監視を実施しています（令和 7 年 3 月 31 日現在）。

	SO ₂	SPM	WD	WS	OX	NO _x	NO	NO ₂	THC	CH ₄	NMHC	TM	PM2.5
西条児童館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壬生川	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
丹原東中	○	○										○	

(SO₂ : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 WD : 風向 WS : 風速 OX : 光化学オキシダント

NO_x : 窒素酸化物 NO : 一酸化窒素 NO₂ : 二酸化窒素 THC : 総炭化水素 CH₄ : メタン

NMHC : 非メタン炭化水素 TM : テレメータ PM2.5 : 微小粒子状物質)

(3) 測定結果

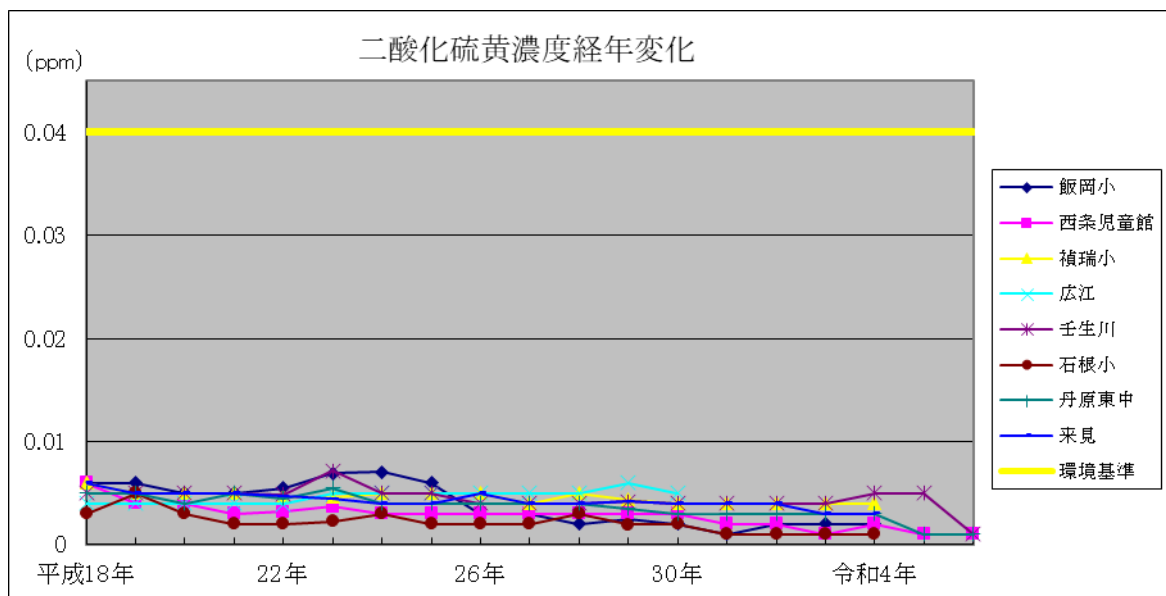
① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因となっています。二酸化硫黄による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、ばい煙発生施設ごとの排出規制、燃料中の硫黄分の規制、工場ごとの総量規制等様々な対策が講じられ、企業においてもこうした規制を受け、低硫黄原油の輸入、重油の脱硫、排煙脱硫装置の設置等の対策が進められました。その結果、硫黄酸化物は昭和 40、50 年代に比べ著しく減少しています。

令和 6 年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての地点において年平均値は環境基準値の 0.04ppm を大きく下回っています。

二酸化硫黄濃度測定結果

項 目 \ 測 定 局	西 条 児童館	壬生川	丹 原 東 中	平 均
1時間値が0.1ppm以下の 時間数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00
1日平均値が0.04ppm以下の 日数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00
年 平 均 値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値の最高値 (ppm)	0.017	0.012	0.013	最 高 0.017
1日平均値の最高値 (ppm)	0.040	0.003	0.003	最 高 0.040
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			



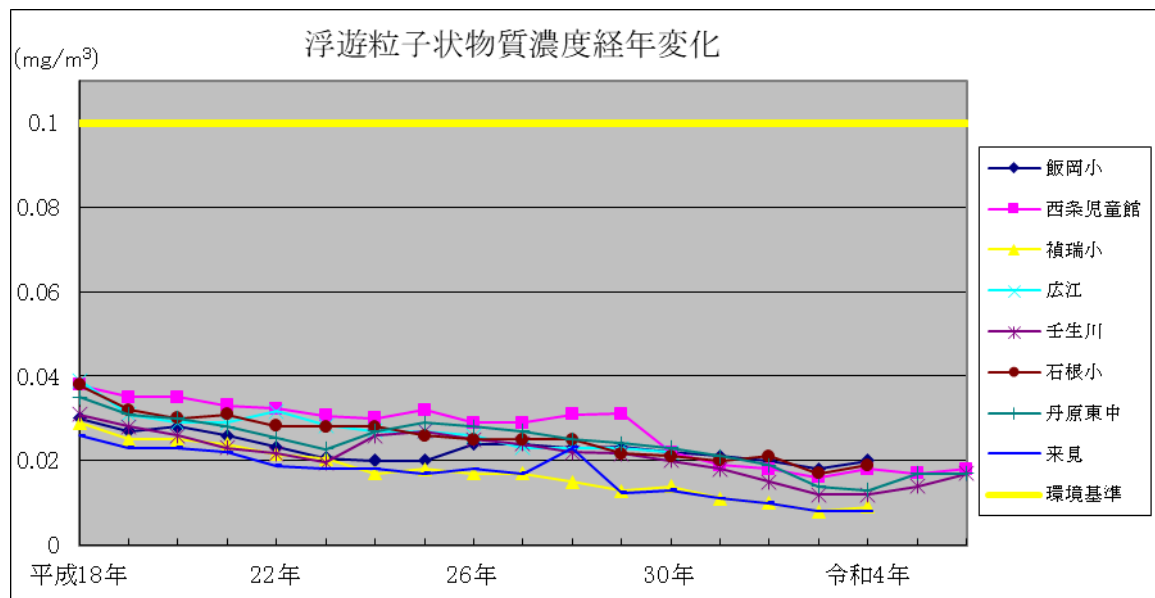
② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する浮遊粉じん、エアロゾルなどの粒子状の物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの）は、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

令和 6 年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての地点において年平均値は環境基準の $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を大きく下回っています。

浮遊粒子状物質測定結果

項 目 \ 測 定 局	西 条 児童館	壬生川	丹 原 東 中	平 均
1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の 時間数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の 日数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00
年 平 均 値 (mg/m^3)	0.018	0.017	0.017	0.017
1時間値の最高値 (mg/m^3)	0.122	0.109	0.178	最 高 0.178
1日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.070	0.070	0.097	最 高 0.097
環境基準	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越える日が2日連続しないこと。			



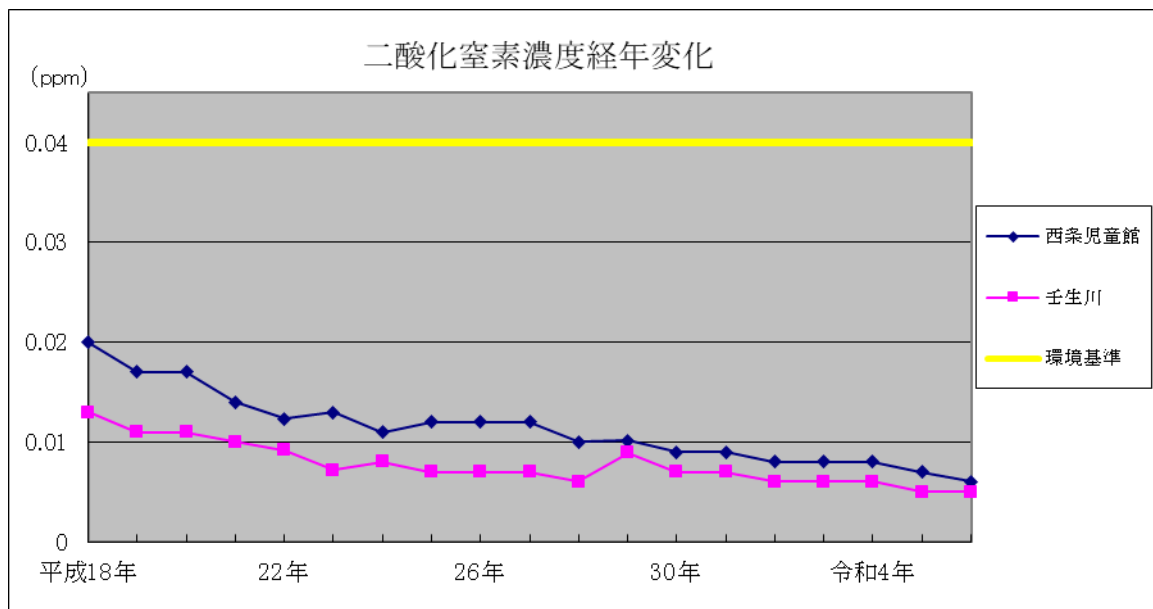
③ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。窒素酸化物は酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。窒素酸化物のうち、二酸化窒素については環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること）が定められています。

令和 6 年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素測定結果

測定局 \ 項 目	1日平均0.06ppm 以下の日数達成率(%)	年 平 均 値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の最高値 (ppm)
西条児童館	100.00	0.006	0.040	0.022
壬 生 川	100.00	0.005	0.029	0.016
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			



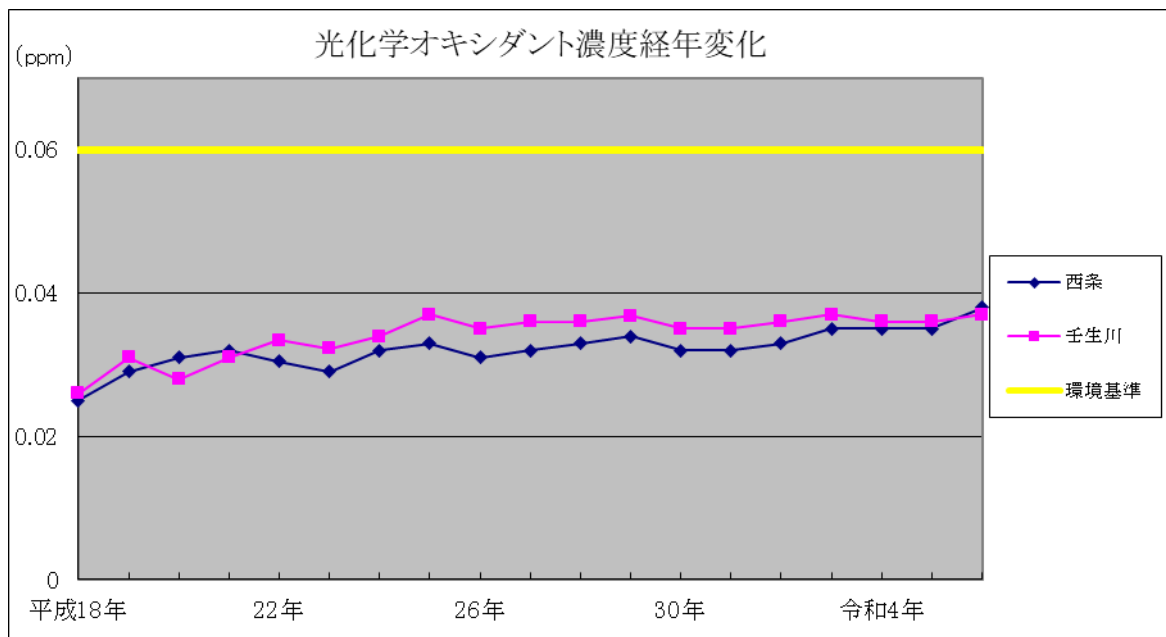
④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一時汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へも影響を及ぼし、農作物などにも影響を与えます。

令和6年度の常時測定結果は以下のとおりで、2局とも昼間1時間値の最高値は環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）を超えています。また昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数達成率は90%を超えています。

光化学オキシダント測定結果

項 目 測定局	昼間の1時間値が0.06ppm 以下の時間数達成率(%)	昼間年平均值 (ppm)	昼間1時間値の最高値 (ppm)
西条児童館	91.85	0.038	0.130
壬生川	91.21	0.037	0.096
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。		



⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)

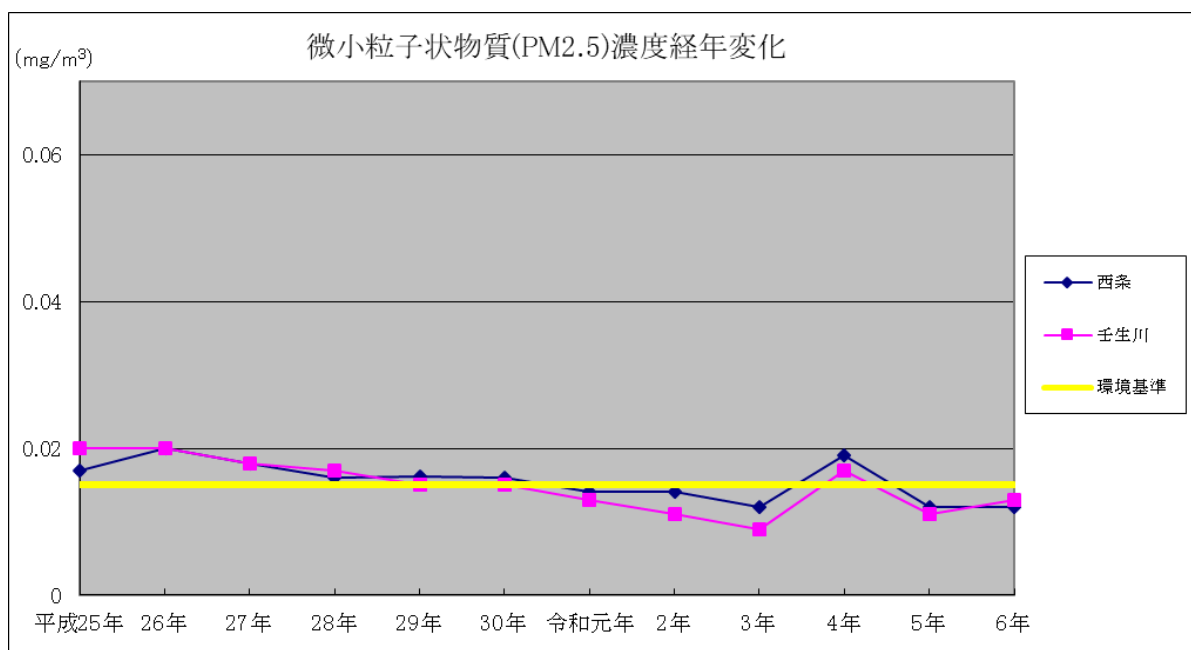
微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中に漂う粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを指します。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子のことです。肺の奥深くまで入り込みやすく、肺胞など気道の奥に沈着するため、呼吸系や循環器系などへの影響が懸念されています。平成 25 年度から微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しました。

令和 6 年度の常時測定結果は以下のとおりで、西条児童館局は 1 日平均値の最高値が基準を超えており、1 日平均 0.035 mg/m^3 以下の日数達成率は、98.6%です。壬生川局についても 1 日平均値の最高値が基準を超えており、1 日平均 0.035 mg/m^3 以下の日数達成率は 97.8%です。

なお、国の定めた注意喚起に係る暫定指針（東予地域の各測定局の午前 5～7 時の 1 時間値の平均値のうち、上位の 2 局の平均値を再平均して $85\mu\text{g/m}^3$ を超えた場合及び東予地域の各測定局の午前 5～12 時までの 1 時間値の平均値の最大値が $80\mu\text{g/m}^3$ を超えた場合）を超えることはなかったため、微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起が実施されることはありませんでした。

微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

項目 測定局	1日平均 0.035mg/m^3 以下の日数達成率(%)	年 平 均 値 (mg/m^3)	1時間値の最高値 (mg/m^3)	1日平均値の最高値 (mg/m^3)
西条児童館	98.62	0.012	0.092	0.056
壬 生 川	97.79	0.013	0.104	0.086
環境基準	1年平均値が 0.015mg/m^3 以下であり、かつ1日平均値が 0.035mg/m^3 以下であること。			



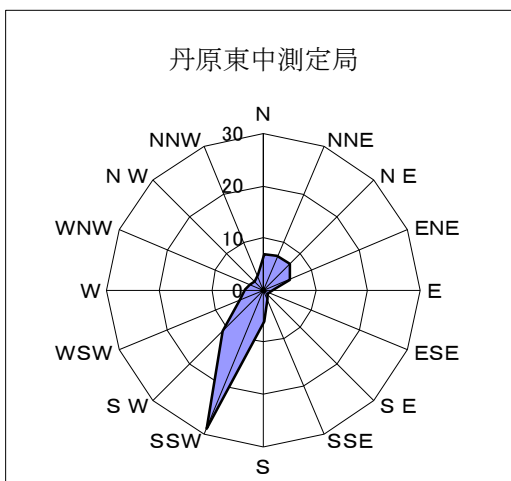
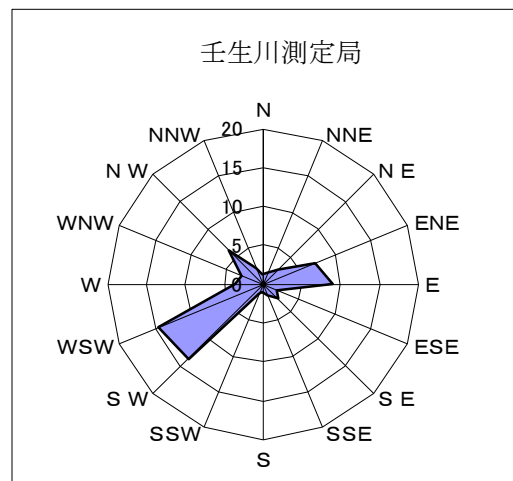
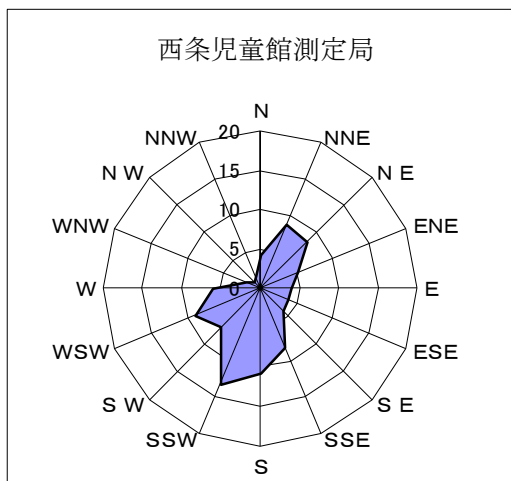
⑥ 風向・風速

令和 6 年度の各測定局における季節別年間最多風向及び年間風配図は以下のとおりです。

季節別年間最多風向

測定局 項目		西条 児童館	壬生川	丹原 東中
年間最多風向		南南西	西南西	南南西
季節別	春・夏	北北東	西南西	南南西
	秋・冬	南南西	南西	南南西

年間風配図（単位：％）





→ 風向き

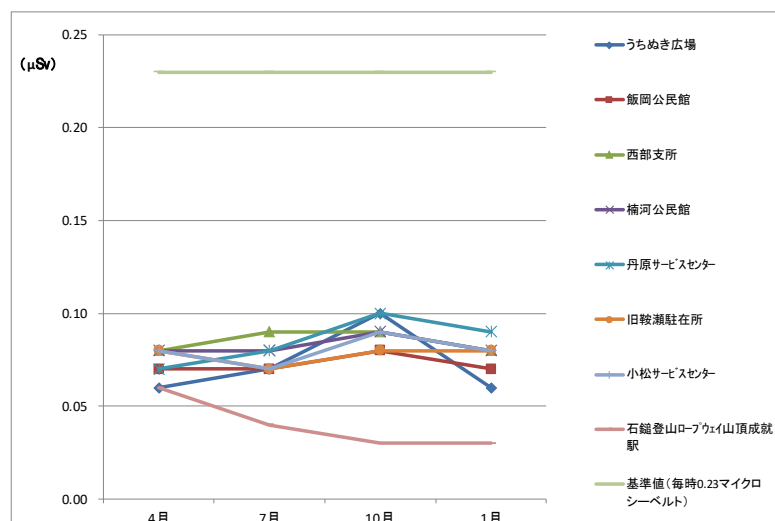
※令和 5 年度より飯岡小、禎瑞小、石根小、来見測定局は、廃止

(4) 放射線測定

西条市では、平常時における空間放射線量データの監視を目的に、平成24年7月から市内8地点での空間放射線量を測定しています。平成26年7月から、測定頻度を月1回から年4回(4月、7月、10月、1月)に変更しました。現在のところ、いずれの地点においても異常値は観測されていません。

令和6年度 西条市内空間放射線量測定結果

測定場所	測定日等	4月	7月	10月	1月
うちぬき広場	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	11:15	11:07	11:08	10:58
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.06	0.07	0.10	0.06
飯岡公民館	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	10:55	10:51	10:47	10:40
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.07	0.07	0.08	0.07
西部支所	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	9:30	9:30	9:34	9:24
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.09	0.09	0.08
楠河公民館	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	9:15	9:14	9:15	9:13
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.08	0.09	0.08
丹原サービスセンター	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	9:51	9:42	9:45	9:38
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.07	0.08	0.10	0.09
旧鞍瀬駐在所	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	10:10	10:02	10:05	9:54
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.07	0.08	0.08
小松サービスセンター	測定日	4月24日	7月4日	10月31日	1月24日
	天気	曇	曇	曇	晴
	測定時刻	10:32	10:22	10:24	10:15
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.07	0.09	0.08
石鎚登山ロープウェイ山頂 成就駅	測定日	4月26日	7月29日	11月30日	1月31日
	天気	曇	晴	曇	曇
	測定時刻	13:10	10:06	14:00	11:50
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.06	0.04	0.03	0.03





(5) 規制の概要

大気汚染防止法では、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の排出規制を行っています。

また、法による規制を補完強化する愛媛県公害防止条例では、法律で定める排出基準より厳しい上乘せ基準を定めるとともに、法規制対象施設以外の施設に対して、硫黄酸化物、ばい煙等の排出基準の設定や事前届出制を定めるなどの規制を行っており、工場や事業場が集中立地している東予地域に立地する工場を対象に硫黄酸化物の総量規制を行っています。

大気汚染防止法規制対象物質一覧

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設
ばい煙	硫黄酸化物	SO _x	物の燃焼、石油燃焼	ばい煙発生施設
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	ばい煙発生施設
	有害物質	窒素酸化物	物の燃焼、合成分解など	ばい煙発生施設
		カドミウム、鉛、フッ化水素、塩化水素など	物の燃焼、合成分解など	ばい煙発生施設
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の破砕、選別、堆積など	一般粉じん発生施設
	特定粉じん	石綿	石綿含有製品の製造、加工など	特定粉じん発生施設
自動車排出ガス		一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物など	自動車の運行	特定の自動車
特定物質		フェノール、ピリジンなど	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設（政令等で特定せず）

愛媛県公害防止条例で定める硫黄酸化物の排出基準

地域	西条地域	東予地域・小松地域	丹原地域
K 値	3.5 ただし、新たに設置されるばい煙発生施設にあつては 2.34	5.0	17.5

(6) 工場・事業場の立入検査

環境保全協定（公害防止協定）に基づき、ばい煙濃度の測定のために工場・事業場の立入検査を実施しています。令和6年度の立入検査結果は以下のとおりです。

工場・事業所立入検査結果

項目 事業所	硫黄酸化物 ($\text{Nm}^3/\text{時}$)		ばいじん ($\text{kg}/\text{時}$)		窒素酸化物	
(株)クラレ 西条事業所	1.2	協定値 31	2.7	協定値 14.7	18 ($\text{Nm}^3/\text{時}$)	協定値 44.3
コカ・コーラ ボトラーズジャパ ン(株)小松工場	<0.002		<0.005	協定値 0.25	34 ppm	

事業団体	事業所	ばいじん (g/Nm^3)	
		測定値	協定値
愛媛鋳鉄鋳物工業団地	越智鋳造所	<0.005	0.2
	豊和工業	<0.005	

4. 騒音

(1) 環境基準

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、その他一般家庭から発生する生活騒音など多種多様です。

騒音に係る環境基準は、環境基本法の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについて地域の類型・区分及び時間の区分ごとに基準値が設定されています。

騒音に係る環境基準の類型指定は、国において土地利用の用途に応じて類型別に基準値が示され、当該地域の土地利用形態に応じて都道府県知事が行います。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 56 年 4 月 10 日	昭和 56 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 11 年 3 月 19 日	平成 11 年 4 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベル (LAeq) に変更することに伴う見直しが行われ、平成 11 年 3 月 19 日に告示（平成 11 年 4 月 1 日施行）されました。

また、第 2 次一括法による改正が行われ、平成 24 年度より騒音規制法第 18 条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

一般的な騒音レベル

騒音レベル	事 例
120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100 デシベル	電車が通る時のガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面 5m）
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ（正面 1m）
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

騒音に係る環境基準

① 一般地域

地域の区分	基準値		
	類型	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。	

環境騒音測定結果は以下のとおりで、全ての地点で環境基準を達成できました。

環境騒音測定結果

測定場所	類型	測定年月日	等価騒音レベル		環境基準達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
神拝公民館	A	令和7年1月22日～23日	48	37	○	○
東予図書館・郷土館	A	令和7年2月18日～19日	44	35	○	○
神戸公民館	B	令和7年1月21日～22日	49	41	○	○
西条西部公園	B	令和7年2月20日～21日	52	42	○	○
市役所本庁駐車場	C	令和7年1月16日～17日	45	36	○	○
西ひうち緩衝緑地	C	令和7年1月30日～31日	50	43	○	○

(2) 騒音規制

工場・事業場、建設作業、道路交通等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の騒音を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、騒音規制法に基づき、騒音規制地域として指定されます。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事 項	告示日	施行日
旧西条市類型指定	昭和 45 年 10 月 27 日	昭和 45 年 11 月 20 日
旧東予市類型指定	昭和 47 年 9 月 19 日	昭和 47 年 9 月 28 日
旧丹原町・旧小松町 類型指定	昭和 48 年 11 月 30 日	昭和 49 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 51 年 6 月 22 日	昭和 51 年 7 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 53 年 12 月 22 日	昭和 54 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日

工場・事業場騒音は、騒音規制法の指定地域内にあって、騒音規制法に基づく金属加工機械等の特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく冷凍機等の騒音発生施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び愛媛県公害防止条例に基づく特定作業が規制の対象となります。なお、環境大臣が指定する一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないバックホウ、トラクターショベル等を用いる建設作業については、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出対象外となっています。

特定工場等に係る発生する騒音の規制に関する基準

(愛媛県公害防止条例施行規則別表第 14)

時間 区域	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。				

騒音規制法に基づく特定施設

1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ホ	丸のご盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ヘ	かなな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設

1	冷凍機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であって、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に 30 台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であって、次に掲げるもの ア ジェットバーカー イ ロックバーカー ウ チェンバーカー

騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区 域	作業の種類・名称		騒 音 レベ ル	作業禁止 時 間	1 日当 たり作 業時間	連続 作業 時間	作 業 禁止 日
第 1 号 区 域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後 7 時から 翌午前 7 時まで	10 時間 以 内	6 日 以内	日曜日 休 日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	午後 9 時から 翌午前 6 時まで	〃	制限なし	制 限 な し
第 2 号 区 域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後 10 時から 翌午前 6 時まで	14 時間 以 内	6 日 以内	日曜日 休 日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	〃	〃	制限なし	制 限 な し

騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを越えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

愛媛県公害防止条例に基づく特定作業

1	建設作業であつて、ブルドーザー、パワーショベル等（原動機の定格出力が 22.5 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
2	板金作業又は製罐作業のうち、ハンマーを使用するものであつて、厚さ 0.8 ミリメートル以上の材料を用いるもの

騒音規制法に基づく特定施設設置届出状況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

特 定 施 設 名	施 設 数
1. 金属加工機械	172
2. 空気圧縮機等	1,942
3. 土石用破碎機等	31
4. 織機	709
5. 建設用資材製造機械	16
6. 穀物用製粉機	17
7. 木材加工機械	166
8. 抄紙機	6
9. 印刷機械	33
10. 合成樹脂用射出成形機	50
11. 鋳物造型機	14
合 計	3,156
届出工場事業場数	268

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設設置届出状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

騒音発生施設名	施設数
1. 冷凍機	413
2. セメント製品製造機械	24
3. 燃糸機	58
4. 工業用動力ミシン	421
5. 木材加工機械	1
合 計	917
届出工場事業場数	48

(3) 自動車交通騒音

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音と道路交通騒音の両面から規制されています。

自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす発生源対策として行われている自動車騒音規制については、車種、大きさ別に加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音に区別して許容限度が定められています。

また、道路交通騒音の規制については、指定地域内における自動車騒音の大きさの限度（要請限度）が定められており、騒音の評価は、等価騒音レベル（LAeq）によります。

騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

要請限度

地域の区分	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域の道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
a 区域は、騒音環境基準に係る A 類型の区域、b 区域は、騒音環境基準に係る B 類型の区域、c 区域は、騒音環境基準に係る C 類型の区域とする。		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

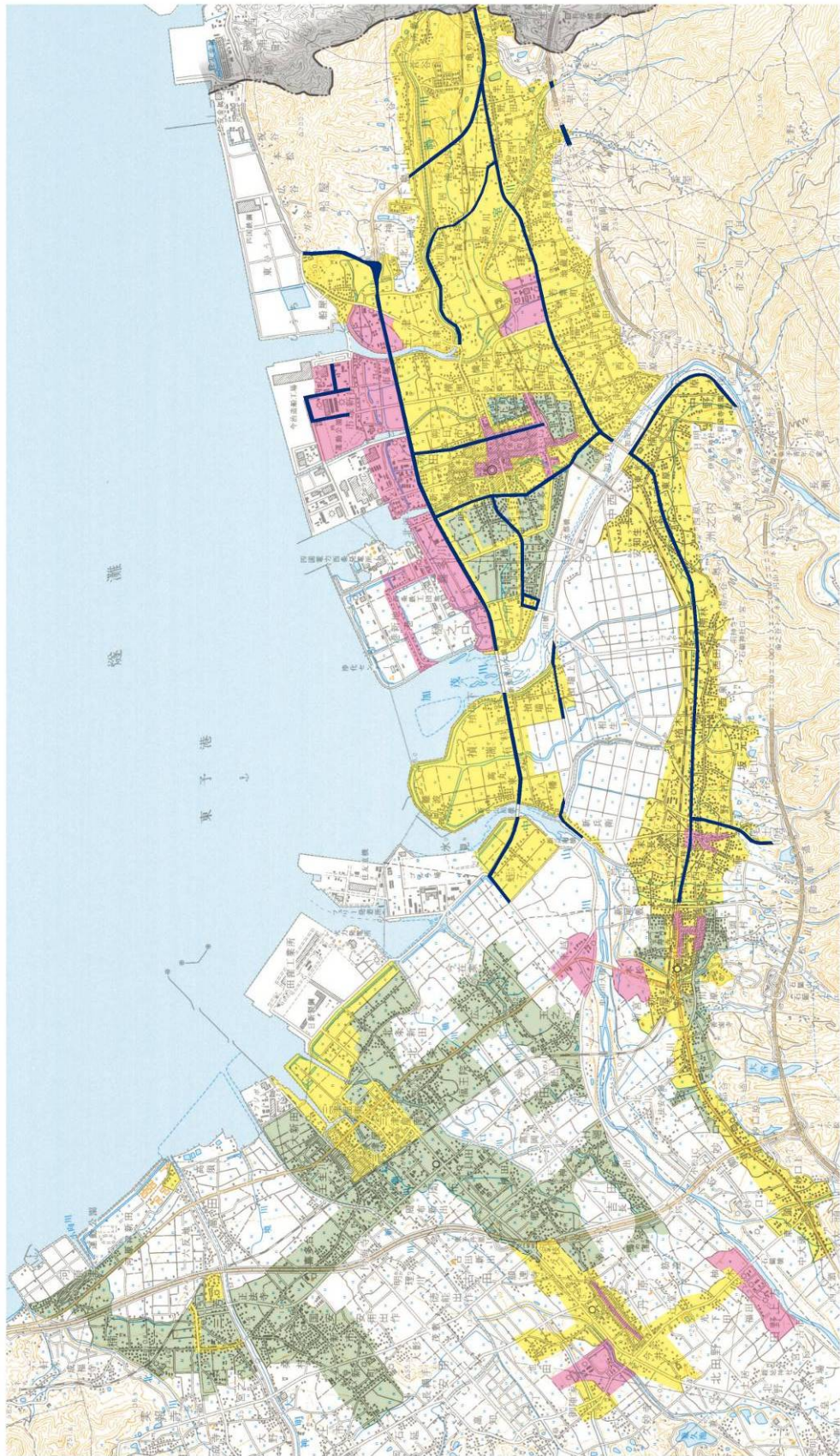
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～翌午前 6 時）
75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4 車線以上）、自動車専用道路 幹線交通を担う道路に近接する空間 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15 メートルまでの範囲 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20 メートルまでの範囲	

令和 6 年度は自動車交通騒音測定を 5 地点で実施しました。
測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

交通騒音測定結果

測定場所	測定年月日	等価騒音レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松サービスセンター前	令和 7 年 2 月 13 日～ 14 日	73	69	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 7 年 2 月 19 日～20 日	66	61	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防本部前	令和 7 年 1 月 29 日～30 日	71	65	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 7 年 3 月 6 日～7 日	67	60	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 7 年 1 月 23 日～24 日	67	61	○	○

環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音）

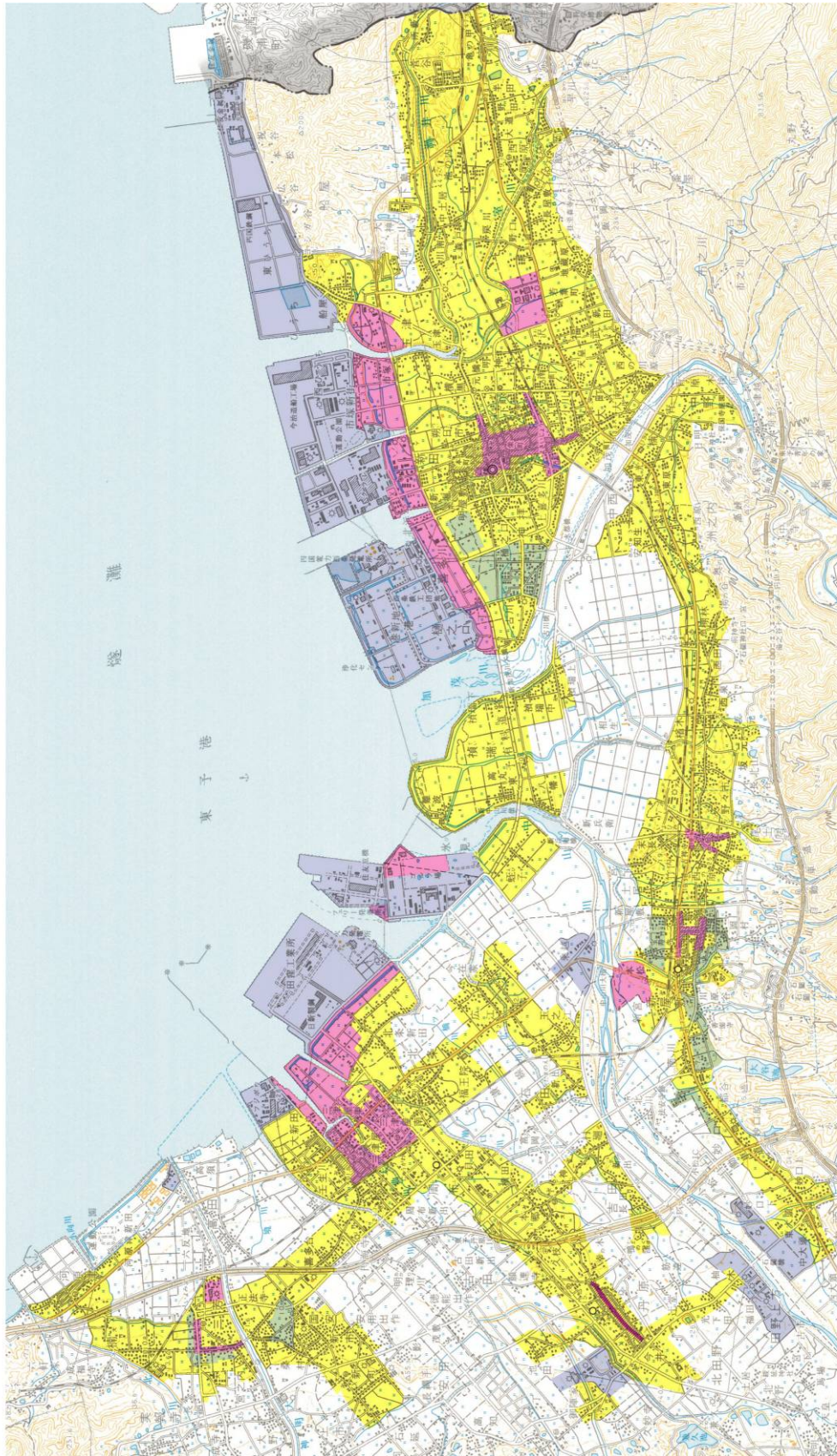
A 類型（a 区域）

B 類型（b 区域）

C 類型（c 区域）

幹線交通を担う道路に近接する空間

騒音規制区域図



特定工場において発生する騒音の規制基準

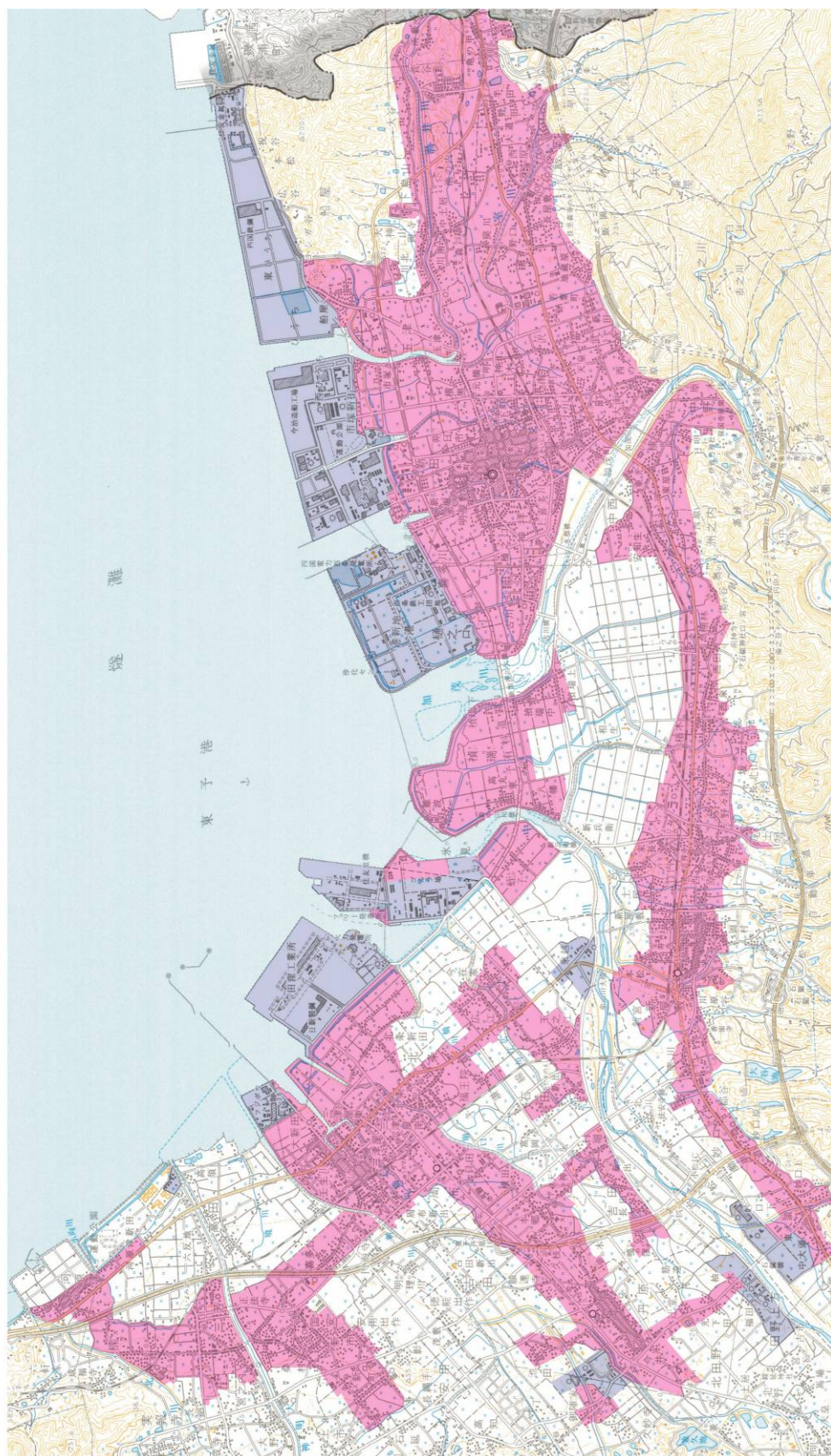
第1種

第2種

第3種

第4種

特定建設作業騒音規制区域図



第2号

第1号

愛媛県告示区域

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、平成10年の騒音規制法改正時に新設されたものです。

第2次一括法による改正が行われ、平成24年度から騒音規制法第18条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

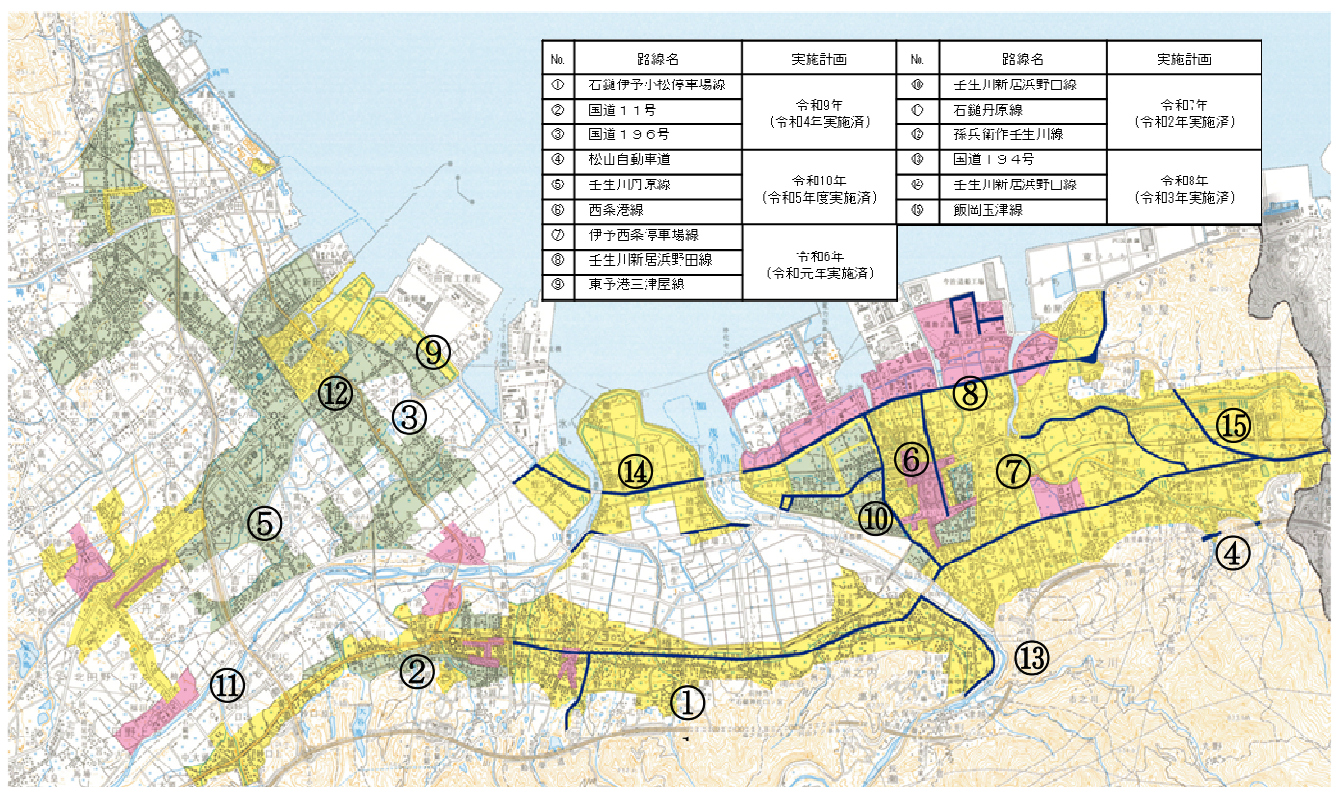
自動車騒音常時監視では、5年間で全15地点を測定する計画で、平成24年度から1年毎に3地点ずつの測定を行い、平成28年度で全地点の測定を完了しました。平成29年度以降についても、5年間で同じ15地点を測定する計画で、継続して測定を行います。

評価区間全体の結果は下表に示すとおりです。各評価区間で要請限度を超過する結果は、出ておりません。

測定年月日 ⑦、⑧、⑨：令和7年1月9日～10日

路線名	車線数	評価区間延長(km)	評価区間	騒音レベル(dB)		環境騒音類型	評価対象住居等戸数(戸) a=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下(戸)	昼間のみ基準値以下(戸)	夜間のみ基準値以下(戸)	昼間・夜間とも基準値超過(戸)
				昼間	夜間			b	c	d	e
伊予西条停車場線	2	1.7	西条市新田～西条市大町	64	61	C	404	404 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
壬生川新居浜野田線	4	5.5	西条市古川～西条市下島山	71	65	B	835	826 (98.9%)	0 (0.0%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)
東予港三津屋線	2	1.7	西条市北条～西条市三津屋東	68	63	B	208	208 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音） A類型（a区域） B類型（b区域） C類型（c区域） 幹線交通を担う道路に近接する空間

5. 振動

(1) 現況

公害として問題にされる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えたりすることにより問題にされる振動をいいます。

一般的な振動レベル

振動レベル (デシベル)	ゆれの状態	生理的影響	睡眠影響
95 ～ 100	墓石、石灯ろうが倒れる程度		
85 ～ 95	すわりの悪い器物が倒れる程度	人体に優位な生理的影響が生じ始める	驚かされる程度
75 ～ 85	戸、障子がガタガタと動き、電灯や器内の水面の動揺がわかる程度	産業職場における快感減退境界（8時間暴露）	目がさめる程度
65 ～ 75	大勢の人が感ずる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのがわかる程度		
55 ～ 65	静止している人だけに感じる程度	振動を感じ始める	

(2) 振動規制

工場・事業場、建設作業及び道路交通等から発生する振動は、振動規制法によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の振動を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、振動規制法に基づき振動規制地域として指定されます。

西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 55 年 3 月 31 日	昭和 55 年 3 月 31 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

工場・事業場振動は、振動規制法の指定地域内にあって、金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業振動は、くい打ち機等の機械を使用する建設機械に伴って発生する振動で、建設作業自体は一時的であり、かつ場所的に移動するものが多いですが、作業が屋外で行われるため、著しい振動が発生する場合があります。

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい振動が発生する作業を特定建設作業として規制の対象としています。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域 \ 時間	区域の区分に対応する規制基準（デシベル）	
	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

振動規制法に基づく特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号区域	第 2 号区域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌午前 7 時まで	午後 10 時から翌午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を越えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

振動規制法の特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

振動規制法に基づく特定施設設置届出状況

(令和7年3月31日現在)

特 定 施 設 名	施設数
1. 金属加工機械	40
2. 圧縮機	378
3. 土石用破碎機等	6
4. 織機	519
5. コンクリートブロックマシン等	20
6. 木材加工機械	9
7. 印刷機械	10
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成形機	46
10. 鋳物成形機	6
合 計	1,034
届出工場事業場数	137

振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

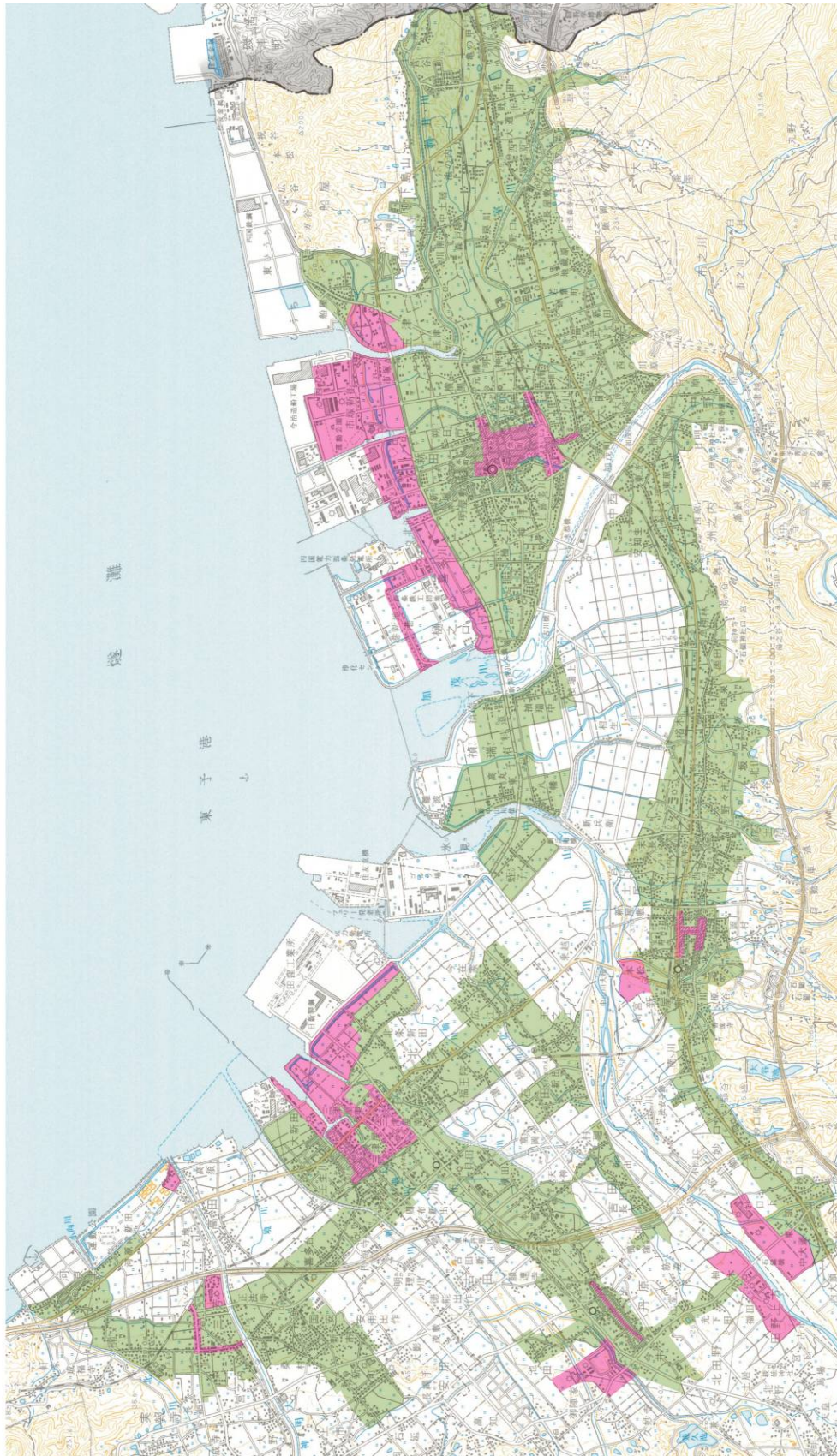
時間 区域	区域の区分に対応する規制基準	
	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌午前8時まで
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

令和 6 年度の交通振動測定を 5 地点で実施しました。
測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

交通振動測定結果

測定場所	測定年月日	振動レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松サービスセンター前	令和 7 年 2 月 13 日～ 14 日	50	45	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 7 年 2 月 19 日～20 日	43	39	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防本部前	令和 7 年 1 月 29 日～30 日	38	34	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 7 年 3 月 6 日～7 日	33	28	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 7 年 1 月 23 日～24 日	30	26	○	○

振動規制区域図



第2種

第1種

6. 悪臭

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

この法律は、悪臭の原因となる悪臭物質を定め、それらの悪臭物質の排出を規制するため、都道府県知事が規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、規制基準に適合しない悪臭物質を排出している工場・事業所に対しては、改善勧告、改善命令を行い、是正させることができることになっています。なお、平成 24 年度から市が規制地域を指定しています。

西条市では、昭和 49 年 5 月 1 日に規制地域、規制物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）及び規制基準が定められました。さらに、昭和 54 年 1 月 1 日に二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質が、平成 4 年 4 月 1 日に 4 つの低級脂肪酸（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）が、平成 7 年 5 月 1 日にプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質がそれぞれ規制物質に加えられました。

特定悪臭物質のにおい

物 質 名	に お い	指定年度
アンモニア	し尿のようなにおい	昭和 49 年
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	
硫化水素	腐った卵のようなにおい	
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	昭和 54 年
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	
スチレン	都市ガスのようなにおい	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	平成 4 年
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	
ノルマル吉草酸	むれた靴下のおい	
イソ吉草酸	むれた靴下のおい	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	平成 7 年
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン	ガソリンのようなにおい	

敷地境界の地表における規制基準

地域 物質名	A 区域 (ppm)	B 区域 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
トリメチルアミン	0.005	0.02
二硫化メチル	0.009	0.03
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

令和 6 年度は悪臭物質濃度測定を 1 地点で実施しました。

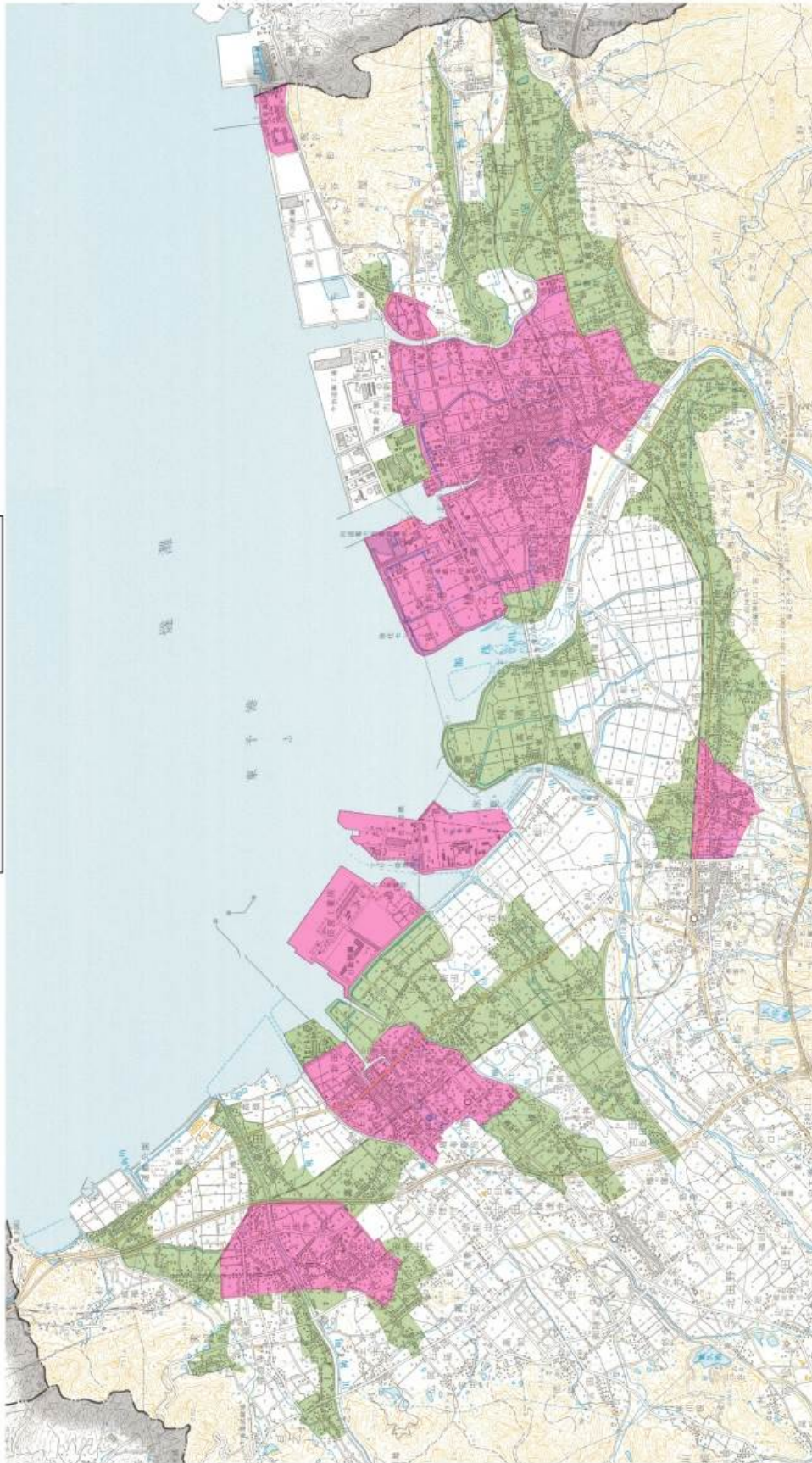
測定結果は、規制基準を満たしています。

悪臭物質濃度測定結果

(単位 : ppm)

測定場所	測定年月日	アンモニア	硫化水素	メチルメル カプタン
西条 浄化センター	令和 6 年 7 月 30 日	N.D <0.1	N.D <0.002	N.D <0.0002

悪臭規制区域図



A区域

B区域

7. 土 壌

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年 8 月にカドミウム等の重金属など 10 物質について設定され、平成 6 年 2 月にジクロロメタン等の揮発性有機化合物、農薬等に係る 15 物質が追加されました。その後、平成 11 年 2 月に水質の汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正・追加されたことに伴い、人の健康保護の観点から、地下水かん養機能や水質浄化機能保全のため、土壌についても平成 13 年 3 月にふっ素及びほう素の 2 物質が、平成 29 年 4 月にクロロエチレン、1,4-ジオキサン の 2 物質が追加されています。

これらの環境基準は、事業活動その他の人の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善対策を講ずる際の目標となる基準として定められたものです。

また、土壌汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、有害物質使用工場等が土壌汚染の有無が不明のまま放置され、人々への健康影響が生じることを防止するため、有害物質使用特定施設の使用廃止等の土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等が制度化されました。

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、田においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	田において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

8. ダイオキシン対策

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼び、人体への影響として、発がん性、催奇形性、生殖器障害、免疫機能障害などを引き起こすといわれています。

ダイオキシン類の毒性発現は、共通の作用機構として Ah レセプターを介するメカニズムが考えられ、個々の同族体のそれぞれの毒性強度を、最も毒性が強いとされる 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とした、毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いて表します。

ダイオキシンは、通常は混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシンの毒性の強さは、各同族体の量にそれぞれの毒性等価係数(TEF)を乗じた値を総和した毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent)として表します。

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。		

令和 6 年度に実施したダイオキシン類環境調査結果は、全ての調査において環境基準及び排出基準を満たしています。

ダイオキシン類調査結果（道前クリーンセンター実施分）

試料採取日（1 号炉）：令和 6 年 7 月 24 日

（2 号炉）：令和 6 年 7 月 24 日

（飛 灰）：令和 6 年 7 月 24 日

区 分		測定値	排出基準値	単 位
排ガス	1 号炉	0.36	1	ng-TEQ/m ³ N
	2 号炉	0.44		
焼却灰	1 号炉	0.0000046	3	ng-TEQ/g-dry
	2 号炉	0.0000016		
飛灰		1.3	—	

ダイオキシン類調査結果（西条市環境政策課実施分）

試料採取日：令和 6 年 12 月 18 日

・ダイオキシン類分析結果

区分	場所	測定値	基 準 値		単位
放流水	オオノ開発(株)放流水	0.46	10 (許容限度)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準	pg-TEQ/L
	相之谷橋（中山川）	0.11	1以下	環境基準	
	鍋谷橋（中山川）	0.079			
	釜之口堰（中山川）	0.078			

9. 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったもので、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象物となっており、ここからは除かれています。

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されており、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみ、及びし尿に分類されます。

また、これらの廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康や生活環境に被害を生じのおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

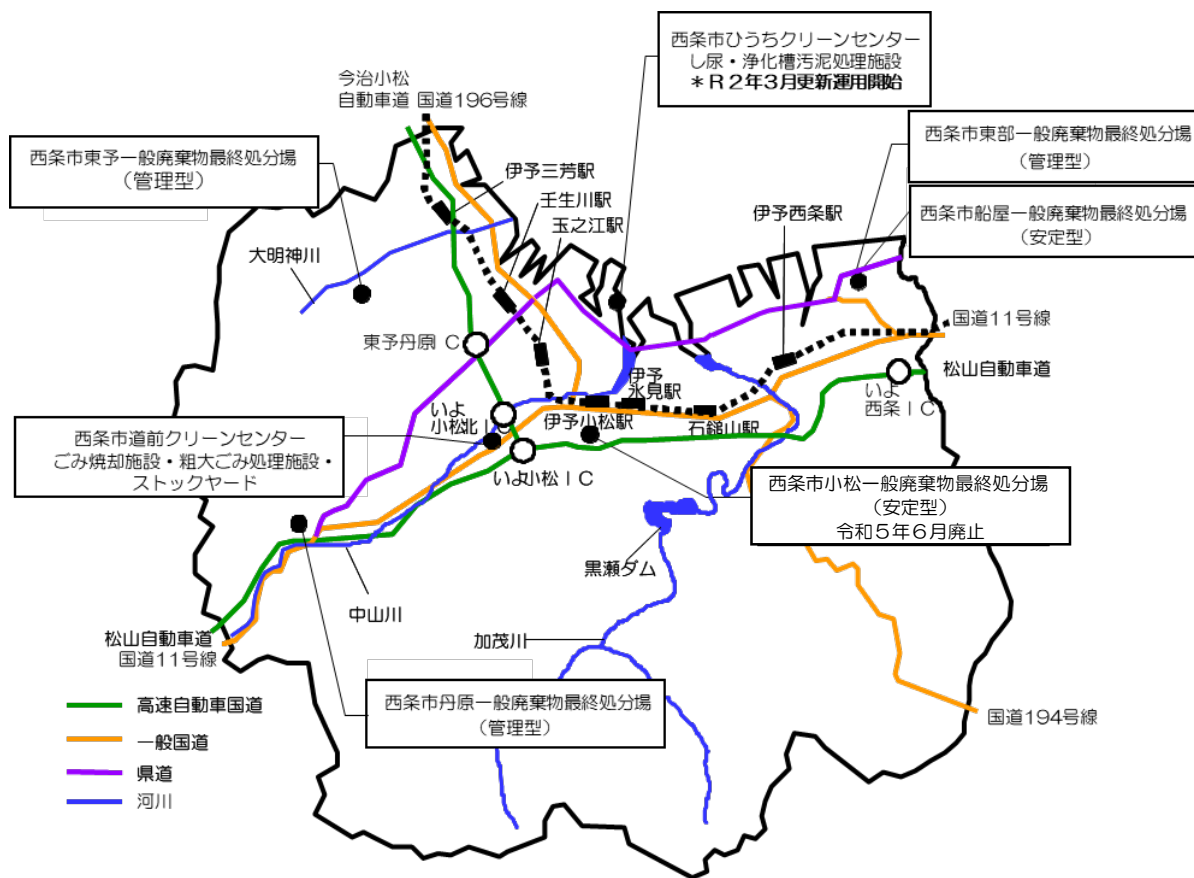
廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきていますが、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。

循環型社会形成推進基本法はこのような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。



道前クリーンセンター

(1) 一般廃棄物処理施設



施設の概要

○西条市道前クリーンセンター

西条市の一般家庭から出されたもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等を搬入し、焼却できるものは焼却減量化するなど、中間処理をする施設です。各工程から排出される残渣は、民間の最終処分場で埋立処分されます。

リサイクルされるものは、異物を取り除いた後、種類ごとに搬出されます。

○西条市ひうちクリーンセンター

西条市内のし尿や浄化槽汚泥を処理し、汚泥は薬品を添加後、固液分離し、脱水機で「助燃剤」にして再資源化します。水は浄化して公共水域に放流します。

○西条市一般廃棄物最終処分場

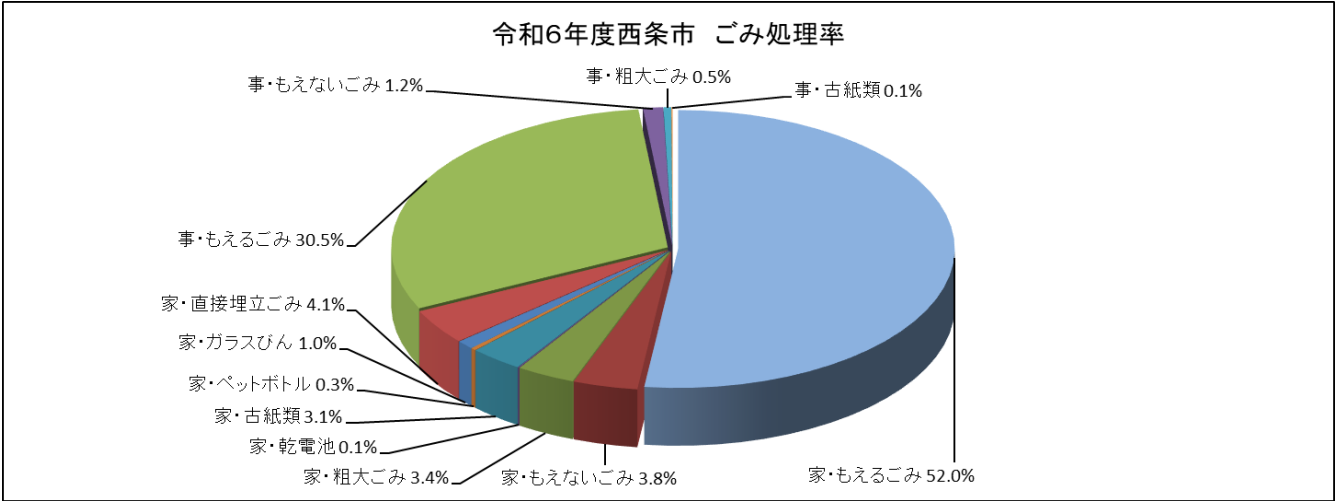
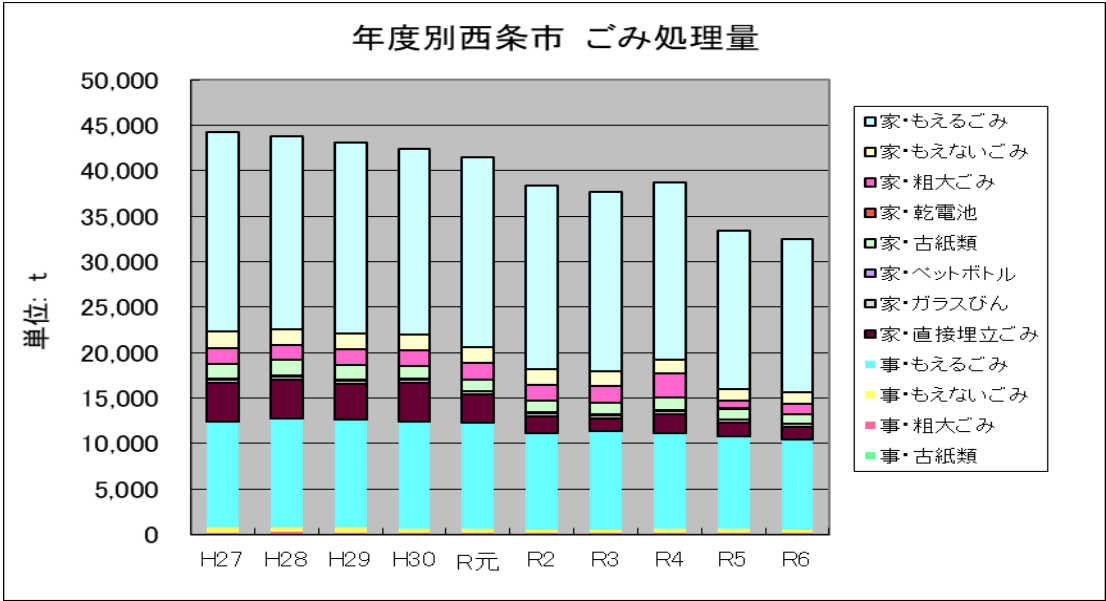
西条市の一般家庭から排出される、多量の陶磁器や、ブロック・レンガ等を直接搬入して埋立処分をする施設です。東部・船屋・東予・丹原の各処分場によって搬入できる物が異なります。なお、東部処分場は平成24年5月に供用開始となり、小松処分場は令和5年6月30日に廃止しました。

(2) 一般廃棄物の処理状況

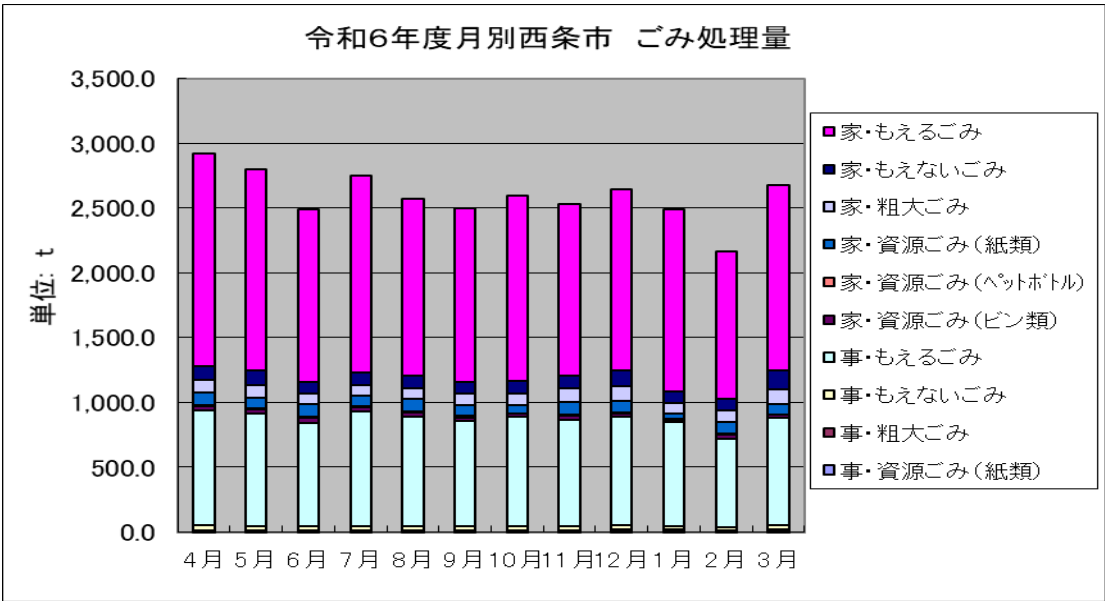
①年度別ごみ処理量 (集団回収量は除く)

(単位: t)

		年度→	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
西条地区	家庭系	もえるごみ	11,300	11,007	10,912	10,670	10,846	10,476	10,329	10,097	9,214	8,907
		もえないごみ	895	846	836	831	838	825	747	822	657	667
		粗大ごみ	915	861	864	910	931	899	902	1,289	431	550
		乾電池	14	20	20	21	18	19	18	19	17	16
		古紙類	1,070	1,072	1,072	928	810	824	863	888	696	593
		ペットボトル	54	55	54	51	50	52	54	55	49	46
		ガラスびん	216	208	201	190	181	186	187	194	187	177
		直接埋立ごみ	834	767	916	704	589	731	726	1,550	702	681
		小計	15,298	14,837	14,875	14,305	14,263	14,012	13,826	14,913	11,953	11,637
	事業系	もえるごみ	7,839	8,238	8,172	8,122	8,089	7,521	7,752	7,373	7,170	7,008
		もえないごみ	346	356	366	351	329	289	282	314	323	291
		粗大ごみ	144	152	117	106	106	115	113	119	119	107
		古紙類	12	12	13	8	20	18	12	12	7	8
		小計	8,341	8,757	8,668	8,587	8,544	7,943	8,159	7,817	7,620	7,414
地区小計		23,639	23,594	23,543	22,892	22,807	21,955	21,985	22,731	19,572	19,051	
東予地区	家庭系	もえるごみ	6,486	6,242	6,192	5,977	6,141	5,925	5,835	5,715	5,144	4,910
		もえないごみ	585	554	547	523	523	547	514	474	347	359
		粗大ごみ	446	452	461	474	510	501	500	776	243	294
		乾電池	5	7	7	7	6	7	6	6	5	5
		古紙類	333	349	326	283	259	286	280	301	243	209
		ペットボトル	19	20	19	19	20	21	21	23	22	22
		ガラスびん	46	47	47	47	47	48	47	67	89	85
		直接埋立ごみ	3,237	3,414	2,915	3,418	2,410	1,083	620	548	685	625
		小計	11,157	11,085	10,514	10,748	9,916	8,418	7,823	7,911	6,778	6,509
	事業系	もえるごみ	2,192	2,213	2,155	2,111	2,107	1,866	1,879	1,663	1,625	1,527
		もえないごみ	115	101	107	83	76	61	59	66	58	53
		粗大ごみ	29	25	23	15	22	25	24	20	17	17
		古紙類	9	14	11	7	9	6	3	8	6	5
		小計	2,345	2,353	2,296	2,216	2,214	1,958	1,965	1,757	1,706	1,603
地区小計		13,502	13,438	12,810	12,964	12,130	10,376	9,788	9,668	8,484	8,112	
丹原地区	家庭系	もえるごみ	2,314	2,250	2,225	2,143	2,190	2,095	2,060	2,040	1,850	1,732
		もえないごみ	203	201	206	193	185	199	184	133	98	97
		粗大ごみ	207	190	201	195	213	202	212	305	100	133
		乾電池	3	4	4	4	3	3	3	3	3	3
		古紙類	116	145	124	100	94	107	102	108	56	45
		ペットボトル	10	10	10	11	11	11	12	13	13	13
		ガラスびん	39	37	36	35	33	35	33	45	49	46
		直接埋立ごみ	202	137	141	224	158	70	71	68	48	29
		小計	3,094	2,973	2,947	2,905	2,887	2,722	2,677	2,715	2,217	2,098
	事業系	もえるごみ	655	647	660	650	628	560	568	587	529	509
		もえないごみ	14	15	14	13	13	14	12	15	13	10
		粗大ごみ	10	10	9	6	11	7	13	8	10	16
		古紙類	16	15	19	16	15	7	10	10	5	4
		小計	695	686	702	685	667	588	603	620	557	539
地区小計		3,789	3,660	3,649	3,590	3,554	3,310	3,280	3,335	2,774	2,637	
小松地区	家庭系	もえるごみ	1,802	1,749	1,739	1,674	1,691	1,611	1,572	1,549	1,382	1,314
		もえないごみ	162	153	153	155	141	143	139	133	99	103
		粗大ごみ	172	139	145	157	160	140	155	220	108	132
		乾電池	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		古紙類	112	114	94	88	83	86	88	88	155	158
		ペットボトル	7	7	7	7	6	7	7	7	13	16
		ガラスびん	21	20	19	19	17	17	17	22	29	26
		直接埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	2,277	2,184	2,158	2,101	2,099	2,005	1,979	2,020	1,786	1,750
	事業系	もえるごみ	992	909	907	831	801	635	623	864	884	866
		もえないごみ	37	35	37	38	33	23	24	29	30	27
		粗大ごみ	11	10	9	7	10	8	7	7	8	9
		古紙類	13	12	12	11	9	8	7	6	5	4
		小計	1,053	966	965	887	853	674	661	906	927	906
地区小計		3,330	3,150	3,123	2,988	2,952	2,679	2,640	2,926	2,714	2,656	
西条市	家庭系	もえるごみ	21,902	21,248	21,068	20,464	20,868	20,107	19,796	19,400	17,591	16,863
		もえないごみ	1,845	1,754	1,742	1,702	1,687	1,714	1,584	1,562	1,200	1,226
		粗大ごみ	1,740	1,643	1,671	1,736	1,814	1,742	1,769	2,590	882	1,110
		乾電池	23	33	32	33	28	30	28	29	26	25
		古紙類	1,631	1,680	1,616	1,399	1,246	1,303	1,333	1,385	1,150	1,005
		ペットボトル	90	91	90	88	87	91	94	97	97	97
		ガラスびん	322	311	303	291	278	286	284	329	353	334
		直接埋立ごみ	4,273	4,318	3,972	4,346	3,157	1,884	1,417	2,166	1,435	1,334
		小計	31,826	31,079	30,494	30,059	29,165	27,157	26,305	27,559	22,735	21,994
	事業系	もえるごみ	11,678	12,006	11,894	11,714	11,625	10,582	10,822	10,487	10,208	9,911
		もえないごみ	512	506	524	485	451	387	377	424	423	381
		粗大ごみ	194	198	158	134	149	155	157	154	155	149
		古紙類	50	52	55	42	53	39	32	36	24	22
		小計	12,434	12,762	12,631	12,375	12,278	11,163	11,388	11,101	10,810	10,463
合計		44,260	43,841	43,125	42,434	41,443	38,320	37,693	38,660	33,544	32,456	



②月別ごみ処理量 (直接埋立ごみ・集団回収量は除く)



(単位：t)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
西条地区	家庭系	もえるごみ	858.85	820.52	704.11	800.37	725.34	716.51	749.36	691.55	743.93	739.28	606.13	751.35	8907.3
		もえないごみ	58.77	56.99	47.39	52.6	55.01	51.64	57.35	52.76	69.02	55.3	48.05	77.96	682.84
		粗大	49.79	48.04	41.38	40.57	40.6	42	42.38	48.64	54.82	39.08	45.22	57.6	550.12
		資源ごみ（紙類）	57.87	48.85	61.91	47.74	55.65	52.05	31.17	61.85	53.01	24.58	54.4	44.22	593.3
		資源ごみ（ビン類）	3.45	3.56	4.71	4.26	5.94	4.82	3.17	4.58	3.08	2.17	3.44	2.79	45.97
	事業系	資源ごみ（ビン類）	14.42	14.47	18.37	13.28	17	14.29	10.22	18.47	14.48	10.11	18.9	12.75	176.76
		小計	1043.15	992.43	877.87	958.82	899.54	881.31	893.65	877.85	938.34	870.52	776.14	946.67	10956.29
		もえるごみ	620.08	616.07	565.01	633.67	597.8	575.86	596.24	572.03	581.97	573.79	491.43	584.04	7007.99
		もえないごみ	27.85	26.84	25.16	24.1	24.73	22.32	25.65	22.83	25.47	23.89	17.34	24.64	290.82
		粗大	11.3	9.64	11.65	8.62	9.15	7.9	6.06	8.19	9.99	9.05	6.37	9.1	107.02
東予地区	家庭系	資源ごみ（紙類）	0.48	0.45	0.89	0.45	0.29	0.76	0.18	1.57	0.54	1.55	1.05	0.1	8.31
		小計	659.71	653	602.71	666.84	631.97	606.84	628.13	604.62	617.97	608.28	516.19	617.88	7414.14
		もえるごみ	481.29	456.23	386.04	442.25	394.75	385.11	418.26	386.19	405.3	406.36	328.86	419.21	4909.85
		もえないごみ	33.2	32.6	26.91	29.19	27.98	27.28	28.3	28.76	33.26	25.99	25.73	44.92	364.12
		粗大	25.87	26.94	18.53	22.37	18.81	23.13	23.92	31.48	27.44	20.41	21.23	34.03	294.16
	事業系	資源ごみ（紙類）	20.07	17.08	19.62	15.67	19.91	16.23	16.95	21.64	20.82	6.28	18.77	16.04	209.08
		資源ごみ（ビン類）	1.54	1.54	2.27	1.95	2.9	2.33	1.89	1.84	1.62	0.94	1.76	1.38	21.96
		資源ごみ（ビン類）	7.47	6.86	8.77	6.55	8.66	7.39	6.16	7.8	7.17	4.37	8.32	5.75	85.27
		小計	569.44	541.25	462.14	517.98	473.01	461.47	495.48	477.71	495.61	464.35	404.67	521.33	5884.44
		もえるごみ	141.5	133.23	124.85	142.83	129.2	125.09	129.36	130.31	130.19	120.16	101.36	119.12	1527.2
丹原地区	家庭系	もえないごみ	4.37	4.29	4.52	5.14	4.23	3.73	4.03	4.6	4.63	3.79	5.1	53.06	
		粗大	0.99	1.08	0.68	0.33	1.51	1.98	1.61	1.86	1.23	2.35	0.28	3.36	17.26
		資源ごみ（紙類）	0.39	0.05	0.1	0.25	0.36	0.24	0.33	0.05	0.19	2.25	0.37	0.73	5.31
		小計	147.25	138.65	130.15	148.55	135.3	131.04	135.33	136.82	136.24	129.39	105.8	128.31	1602.83
		もえるごみ	167.11	156.21	135.79	157.89	141.36	133.9	145.63	137.49	145.28	147.01	117.25	146.92	1731.84
	事業系	もえないごみ	7.87	9.35	6.92	8.07	7.81	8.47	7.95	8.01	9.65	7.13	6.77	11.82	99.82
		粗大	8.6	16.23	10.77	9.37	12.63	10.8	12.35	11.61	13.02	8.03	10.84	9.19	133.44
		資源ごみ（紙類）	4.2	2.25	4.71	3.53	4.23	3.61	3.22	3.55	4.55	3.16	3.44	4.54	44.99
		資源ごみ（ビン類）	0.84	0.86	1.28	1.31	1.15	2.02	1.12	1.05	0.84	0.66	0.84	0.74	12.71
		資源ごみ（ビン類）	3.84	3.77	4.61	3.75	2.81	5.38	3.57	3.83	3.94	3.05	3.88	3.55	45.98
小松地区	家庭系	小計	192.46	188.67	164.08	183.92	169.99	164.18	173.84	165.54	177.28	169.04	143.02	176.76	2068.78
		もえるごみ	51.35	42.56	41.84	44.97	42.49	42.25	42.47	41.64	44.25	37.78	34.25	43.18	509.03
		もえないごみ	1.22	0.48	0.76	1.06	0.99	0.63	0.34	0.61	2.07	0.45	0.54	0.95	10.1
		粗大	0.08	0.85	0.09	0.18	0.97	1.07	0.16	0.36	4.88	0.98	1.41	4.81	15.84
		資源ごみ（紙類）	1.04	0.46	0.08	0.28	0.31	0.02	0.34	0.26	0.48	0.53	0.12	0.21	4.13
	事業系	小計	53.69	44.35	42.77	46.49	44.76	43.97	43.31	42.87	51.68	39.74	36.32	49.15	539.1
		もえるごみ	129.18	122.81	102.61	118.76	105.02	100	116.71	109.08	102.74	113.14	87.88	106.22	1314.15
		もえないごみ	8.54	10.12	7.33	7.96	8.41	8.53	8.12	7.35	10.28	7.17	7.4	12.93	104.14
		粗大	12.54	13.66	10.02	9.27	10.79	11.33	9.72	10.12	14.31	8.81	9.43	11.9	131.9
		資源ごみ（紙類）	16.27	13.22	13	12.35	14.5	12.43	9.32	14.37	15.65	10.44	11.25	14.81	157.61
西条市	家庭系	資源ごみ（ビン類）	1.07	1.28	1.45	1.62	2.21	1.73	1.4	1.35	1.13	0.97	1.03	1.05	16.29
		資源ごみ（ビン類）	2.04	2.13	2.7	2.04	2.68	2.2	1.59	2.16	2.49	1.41	2.23	2.07	25.74
		小計	169.64	163.22	137.11	152	143.61	136.22	146.86	144.43	146.6	141.94	119.22	148.98	1749.83
		もえるごみ	77.2	75.68	66.47	69.48	70.99	68.75	78.11	73.6	77.53	67.61	60.97	80	866.39
		もえないごみ	2.48	2.7	1.83	2.04	2.71	1.84	2.93	3.08	1.69	2.02	1.6	2.16	27.08
	事業系	粗大	0.67	1.33	0.04	0.48	0.93	1.47	0.2	0.66	1.04	0.5	0.41	0.79	8.52
		資源ごみ（紙類）	0.35	0.68	0.34	0.29	0.99	0	0.69	0.05	0.12	0.06	0.78	0.14	4.49
		小計	80.7	80.39	68.68	72.29	75.62	72.06	81.93	77.39	80.38	70.19	63.76	83.09	906.48
		もえるごみ	1636.43	1555.77	1328.55	1519.27	1366.47	1335.52	1429.96	1324.31	1397.25	1405.79	1140.12	1423.7	16863.14
		もえないごみ	108.38	109.06	88.55	97.82	99.21	95.92	101.72	96.88	122.21	95.59	87.95	147.63	1250.92
西条市	家庭系	粗大	96.8	104.87	80.7	81.58	82.83	87.26	88.37	101.85	109.59	76.33	86.72	112.72	1109.62
		資源ごみ（紙類）	98.41	81.4	99.24	79.29	94.29	84.32	60.66	101.41	94.03	44.46	87.86	79.61	1004.98
		資源ごみ（ビン類）	6.9	7.24	9.71	9.14	12.2	10.9	7.58	8.82	6.67	4.74	7.07	5.96	96.93
		資源ごみ（ビン類）	27.77	27.23	34.45	25.62	31.15	29.26	21.54	32.26	28.08	18.94	33.33	24.12	333.75
		小計	1974.69	1885.57	1641.2	1812.72	1686.15	1643.18	1709.83	1665.53	1757.83	1645.85	1443.05	1793.74	20659.34
	事業系	もえるごみ	890.13	867.54	798.17	890.95	840.48	811.95	846.18	817.58	833.94	799.34	688.01	826.34	9910.61
		もえないごみ	35.92	34.31	32.27	32.34	32.66	28.52	32.95	31.12	33.86	30.99	23.27	32.85	381.06
		粗大	13.04	12.9	12.46	9.61	12.56	12.42	8.03	11.07	17.14	12.88	8.47	18.06	148.64
		資源ごみ（紙類）	2.26	1.64	1.41	1.27	1.95	1.02	1.54	1.93	1.33	4.39	2.32	1.18	22.24
		小計	941.35	916.39	844.31	934.17	887.65	853.91	888.7	861.7	886.27	847.6	722.07	878.43	10462.55
合計		2916.04	2801.96	2485.51	2746.89	2573.8	2497.09	2598.53	2527.23	2644.1	2493.45	2165.12	2672.17	31121.89	

※もえないごみに乾電池を含む。

③1人当たりごみ処理量

(直接埋立量を含む)

(単位: kg/年)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西条市	391	388	353	356	355	368	323	315
西条地区	398	390	374	377	380	398	344	336
東予地区	422	430	346	351	336	336	298	290
丹原地区	304	304	284	288	290	301	255	247
小松地区	359	349	319	326	329	369	348	348

(直接埋立量を除く)

(単位: kg/年)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西条市	355	349	335	339	341	348	309	302
西条地区	382	378	362	364	368	370	332	324
東予地区	326	317	310	315	314	317	274	267
丹原地区	292	285	278	281	284	295	250	244
小松地区	359	349	319	326	329	369	348	348

④ごみ処理にかかる経費(道前クリーンセンター減価償却費は除く)

道前クリーンセンター管理運営及び収集業務経費(道前クリーンセンター減価償却費は除く)

(歳入)

(単位: 千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手数料	54,472	53,505	53,415	105,132	123,937	117,305	117,048	115,949
売払収入	30,160	30,381	14,902	8,197	22,827	48,915	37,455	33,181
計	84,632	83,886	68,317	113,329	146,764	166,220	154,503	149,130

(歳出)

(単位: 千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運営費	570,244	661,989	708,628	695,677	546,638	710,374	672,855	614,560
委託収集料金	217,002	217,111	247,576	250,013	249,257	329,672	353,370	345,136
計	787,246	878,991	956,204	945,690	795,895	1,040,046	1,026,225	959,696

一人あたりごみ処理経費

(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位: 円/人/年)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	5,173	6,060	6,683	6,624	5,280	6,768	6,411	5,971

(収集運搬費のみ)

(単位: 円/人/年)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	1,969	1,987	2,271	2,317	2,344	3,138	3,399	3,353
西条地区	2,165	2,182	2,427	2,468	2,487	2,982	3,347	3,406
東予地区	1,611	1,621	1,879	1,923	1,949	3,105	3,158	3,146
丹原地区	2,011	2,048	2,531	2,585	2,631	3,628	4,190	3,758
小松地区	1,823	1,851	2,217	2,284	2,339	3,697	3,548	3,156

1トンあたりごみ処理経費(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位: 円/t/年)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	14,568	17,290	18,967	19,543	16,804	19,466	20,955	19,747

(3) 一般廃棄物と併せて行う産業廃棄物の処理状況

道前クリーンセンターでは、産業廃棄物の紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣をもえるごみとして焼却処理しています。その処理量の推移は下表のとおりです。

産業廃棄物(もえるごみ)の処理量の推移

(単位: t/年度)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	14	13	13	4	3	2	3	4

(4) し尿の処理状況

西条市ひうちクリーンセンター施設利用実績(令和6年度)

単位:台(1.8kl積車)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用割合	前年度比
西条	し尿	130	204	142	111	141	77	98	111	177	110	148	160	1,609		
	浄化槽汚泥	231	202	175	169	100	107	105	151	185	182	238	195	2,040		
	計	361	406	317	280	241	184	203	262	362	292	386	355	3,649	23%	109.9%
東予	し尿	54	47	40	38	50	46	49	43	49	22	36	33	507		
	浄化槽汚泥	389	397	424	456	308	369	382	393	412	411	418	576	4,935		
	計	443	444	464	494	358	415	431	436	461	433	454	609	5,442	35%	108.2%
丹原	し尿	85	78	76	81	78	68	67	60	103	61	58	67	882		
	浄化槽汚泥	157	185	171	151	173	193	194	237	283	202	227	254	2,427		
	計	242	263	247	232	251	261	261	297	386	263	285	321	3,309	21%	100.9%
小松	し尿	5	3	9	7	6	1	11	6	9	1	11	6	75		
	浄化槽汚泥	281	238	250	258	210	237	285	241	282	276	285	290	3,133		
	計	286	241	259	265	216	238	296	247	291	277	296	296	3,208	21%	105.1%
合計	し尿	274	332	267	237	275	192	225	220	338	194	253	266	3,073		
	浄化槽汚泥	1,058	1,022	1,020	1,034	791	906	966	1,022	1,162	1,071	1,168	1,315	12,535		
	計	1,332	1,354	1,287	1,271	1,066	1,098	1,191	1,242	1,500	1,265	1,421	1,581	15,608	100%	106.3%

し尿	5,531kl (19.69%)	15.2kl／日
浄化槽汚泥	22,563kl (80.31%)	61.8kl／日
合計	28,094kl	

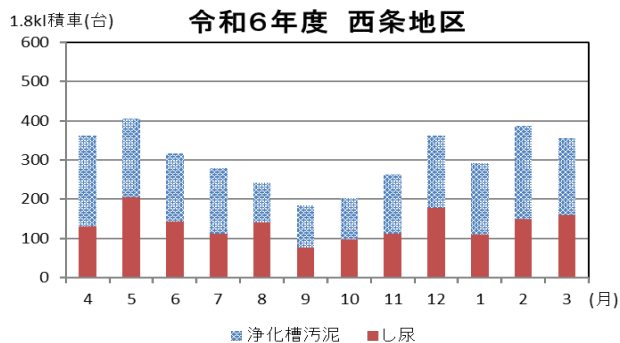
西条市ひうちクリーンセンター施設利用実績(過去5年間)

単位:台(1.8kl積車)

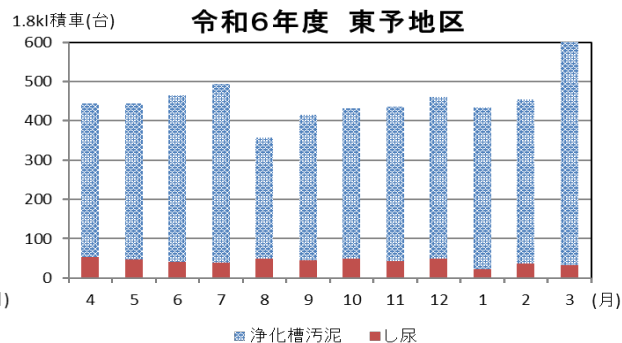
区 分		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比
西条	し尿	1,487	2,677	113.9%	1,605	2,889	107.9%	1,567	2,821	97.6%	1,395	2,511	89.0%	1,609	2,896	115.3%
	浄化槽汚泥	1,897	3,415	82.4%	1,911	3,440	100.7%	2,007	3,613	105.0%	1,924	3,463	95.9%	2,040	3,672	106.0%
	合計	3,384	6,091	93.8%	3,516	6,329	103.9%	3,574	6,433	101.6%	3,319	5,974	92.9%	3,649	6,568	109.9%
	利用割合	23%			24%			24%			23%			23%		
東予	し尿	555	999	40.6%	560	1,008	100.9%	739	1,330	132.0%	538	968	72.8%	507	913	94.2%
	浄化槽汚泥	4,630	8,334	117.5%	4,608	8,294	99.5%	4,505	8,109	97.8%	4,492	8,086	99.7%	4,935	8,883	109.9%
	合計	5,185	9,333	97.7%	5,168	9,302	99.7%	5,244	9,439	101.5%	5,030	9,054	95.9%	5,442	9,796	108.2%
	利用割合	35%			35%			35%			34%			35%		
丹原	し尿	833	1,499	95.7%	867	1,561	104.1%	811	1,460	93.5%	850	1,530	104.8%	882	1,588	103.8%
	浄化槽汚泥	2,368	4,262	105.1%	2,381	4,286	100.5%	2,464	4,435	103.5%	2,429	4,372	98.6%	2,427	4,369	99.9%
	合計	3,201	5,762	102.5%	3,248	5,846	101.5%	3,275	5,895	100.8%	3,279	5,902	100.1%	3,309	5,956	100.9%
	利用割合	22%			22%			22%			22%			21%		
小松	し尿	243	437	70.7%	194	349	79.8%	172	310	88.7%	146	263	84.9%	75	135	51.4%
	浄化槽汚泥	2,596	4,673	99.1%	2,687	4,837	103.5%	2,591	4,664	96.4%	2,907	5,233	112.2%	3,133	5,639	107.8%
	合計	2,839	5,110	95.8%	2,881	5,186	101.5%	2,763	4,973	95.9%	3,053	5,495	110.5%	3,208	5,774	105.1%
	利用割合	19%			19%			19%			21%			21%		
合計	し尿	3,118	5,612	80.2%	3,226	5,807	103.5%	3,289	5,920	102.0%	2,929	5,272	89.1%	3,073	5,531	104.9%
	浄化槽汚泥	11,491	20,684	103.4%	11,587	20,857	100.8%	11,567	20,821	99.8%	11,752	21,154	101.6%	12,535	22,563	106.7%
	合計	14,609	26,296	97.4%	14,813	26,663	101.4%	14,856	26,741	100.3%	14,681	26,426	98.8%	15,608	28,094	106.3%
	利用割合	100%			100%			100%			100%			100%		

※ 量は、端数処理のため合計が合わないことがある。

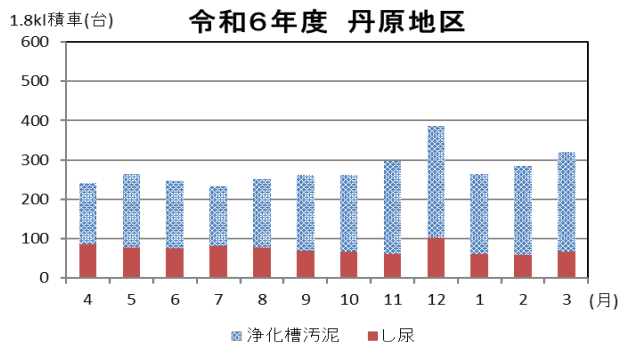
令和6年度 西条地区



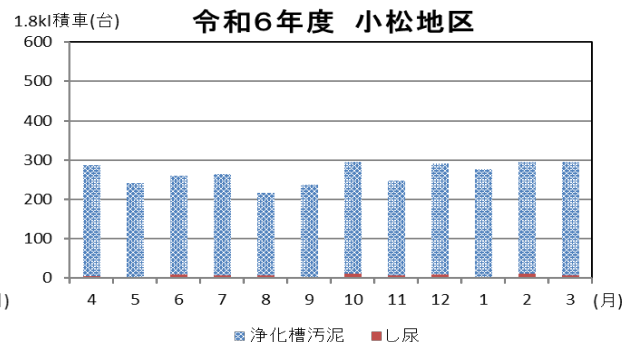
令和6年度 東予地区



令和6年度 丹原地区

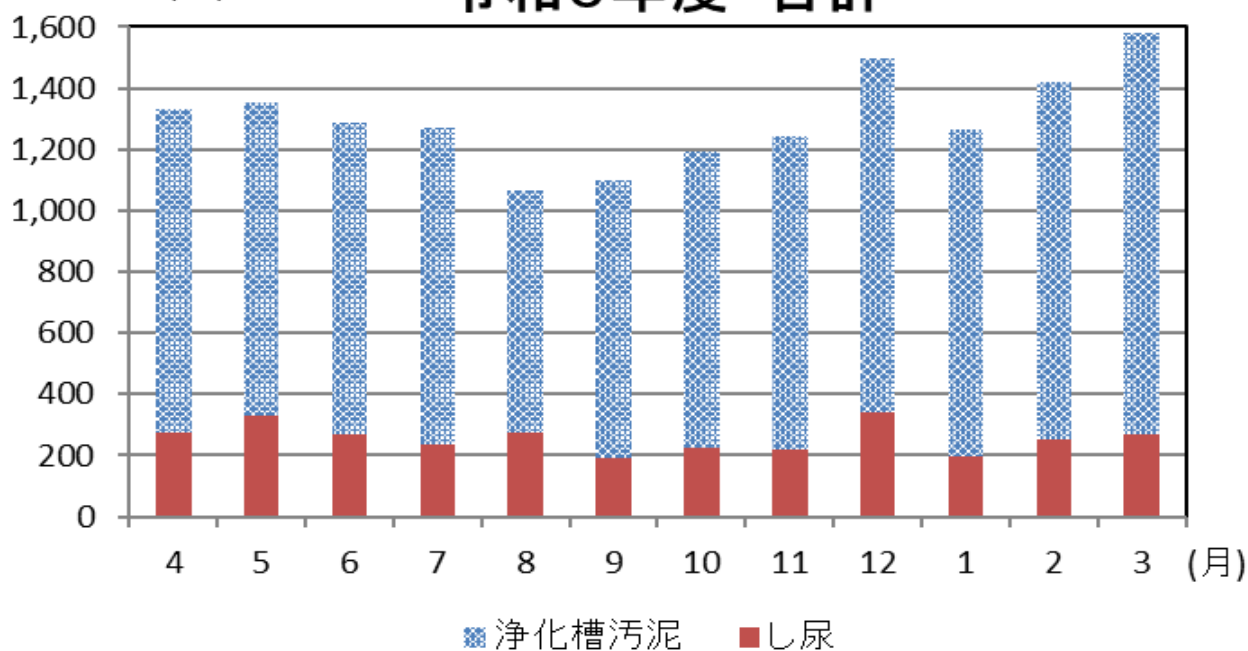


令和6年度 小松地区



1.8kl積車(台)

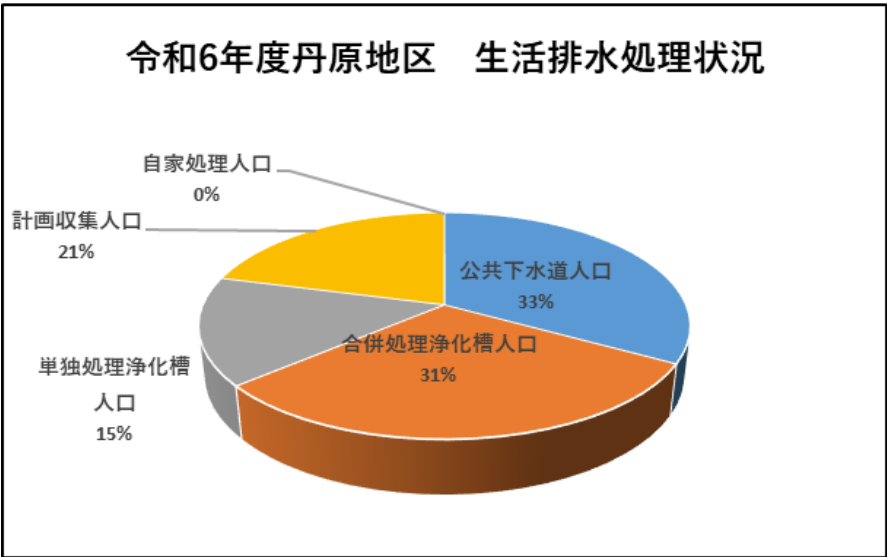
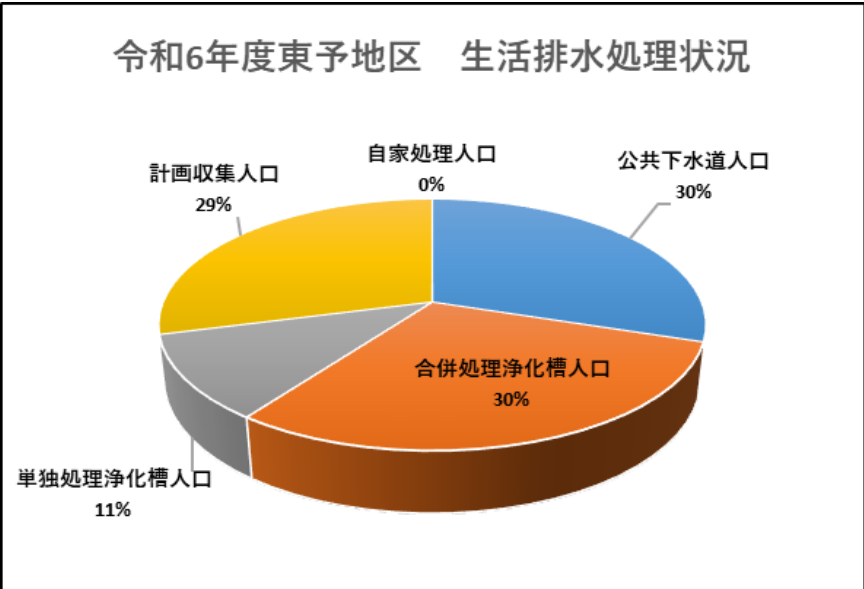
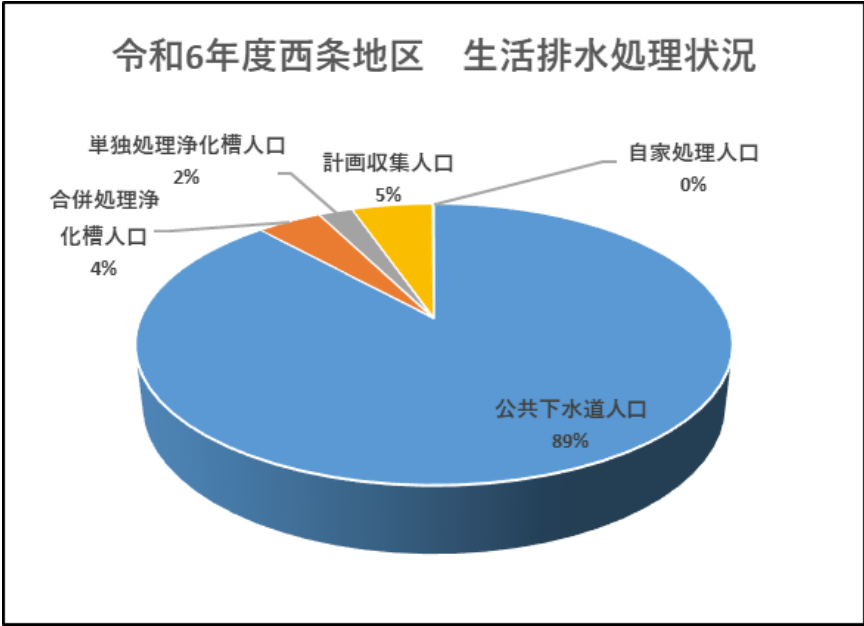
令和6年度 合計

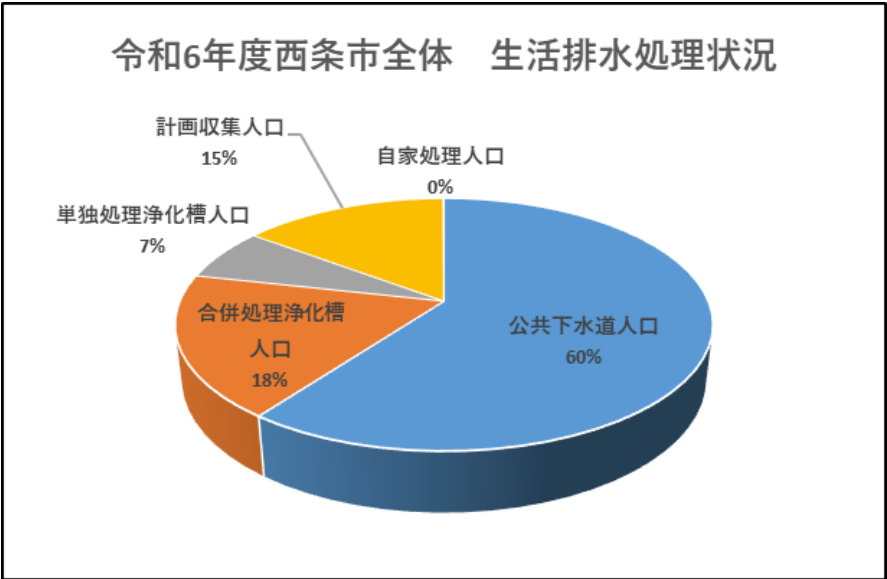
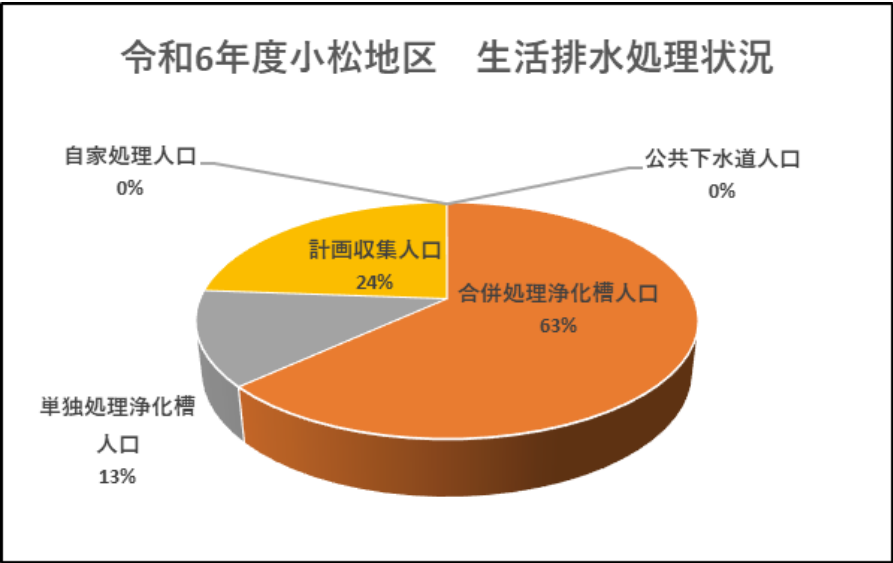


(5) 生活排水の処理状況

単位：人（外国人を含む）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
西条地区	行政区域内人口 A=B+E	59,759	59,606	59,565	59,184	58,725	58,663	58,238	57,780	57,169	56,857	56,617
	非水洗化人口 B=C+D	5,812	5,877	5,928	5,802	5,625	5,692	5,499	5,391	4,273	3,088	3,009
	計画収集人口 C	5,685	5,758	5,817	5,700	5,535	5,611	5,424	5,319	4,207	3,026	2,954
	自家処理人口 D	127	119	111	102	90	81	75	72	66	62	55
	水洗化人口 E=F+G+H+I	53,947	53,729	53,637	53,382	53,100	52,971	52,739	52,389	52,896	53,769	53,608
	公共下水道 F	44,724	44,709	46,770	46,682	47,996	48,923	48,812	48,533	49,196	50,103	49,974
	コミュニティプラント G	2,142	2,095	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	1,535	1,534	1,494	1,491	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	5,546	5,391	5,373	5,209	5,104	4,048	3,927	3,856	3,700	3,666	3,634
	合併処理浄化槽人口 J	3,457	3,401	3,476	3,443	3,415	2,478	2,420	2,403	2,339	2,377	2,378
	単独処理浄化槽人口 K	2,089	1,990	1,897	1,766	1,689	1,570	1,507	1,453	1,361	1,289	1,256
東予地区	行政区域内人口 A=B+E	31,125	30,890	30,662	30,349	30,154	29,955	29,539	29,152	28,768	28,427	27,997
	非水洗化人口 B=C+D	11,941	11,512	11,089	10,665	10,326	10,004	9,635	9,234	8,858	8,490	8,149
	計画収集人口 C	11,941	11,512	11,089	10,665	10,326	10,004	9,635	9,234	8,858	8,490	8,149
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	19,184	19,378	19,573	19,684	19,828	19,951	19,904	19,918	19,910	19,937	19,848
	公共下水道 F	7,584	7,758	7,824	8,001	8,150	8,256	8,278	8,287	8,346	8,419	8,406
	コミュニティプラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	11,600	11,620	11,749	11,683	11,678	11,695	11,626	11,631	11,564	11,518	11,442
	合併処理浄化槽人口 J	7,406	7,552	7,785	7,868	7,957	8,082	8,136	8,253	8,295	8,353	8,395
	単独処理浄化槽人口 K	4,194	4,068	3,964	3,815	3,721	3,613	3,490	3,378	3,269	3,165	3,047
丹原地区	行政区域内人口 A=B+E	12,527	12,418	12,177	12,007	11,792	11,651	11,513	11,313	11,082	10,885	10,682
	非水洗化人口 B=C+D	3,531	3,421	3,211	3,129	2,961	2,814	2,685	2,554	2,428	2,322	2,234
	計画収集人口 C	3,531	3,421	3,211	3,129	2,961	2,814	2,685	2,554	2,428	2,322	2,234
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	8,996	8,997	8,966	8,878	8,831	8,837	8,828	8,759	8,654	8,563	8,448
	公共下水道 F	3,363	3,369	3,392	3,362	3,418	3,482	3,548	3,560	3,546	3,567	3,543
	コミュニティプラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	5,633	5,628	5,574	5,516	5,413	5,355	5,280	5,199	5,108	4,996	4,905
	合併処理浄化槽人口 J	3,270	3,357	3,392	3,389	3,381	3,412	3,385	3,355	3,364	3,315	3,258
	単独処理浄化槽人口 K	2,363	2,271	2,182	2,127	2,032	1,943	1,895	1,844	1,744	1,681	1,647
小松地区	行政区域内人口 A=B+E	8,952	8,795	8,790	8,696	8,564	8,385	8,213	8,020	7,936	7,803	7,628
	非水洗化人口 B=C+D	2,311	2,187	2,117	2,020	1,995	1,852	1,738	1,625	1,682	1,773	1,818
	計画収集人口 C	2,311	2,187	2,117	2,020	1,995	1,852	1,738	1,624	1,681	1,771	1,816
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	水洗化人口 E=F+G+H+I	6,641	6,608	6,673	6,676	6,569	6,533	6,475	6,395	6,254	6,030	5,810
	公共下水道 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティプラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	6,641	6,608	6,673	6,676	6,569	6,533	6,475	6,395	6,254	6,030	5,810
	合併処理浄化槽人口 J	5,242	5,237	5,370	5,417	5,343	5,342	5,326	5,281	5,172	4,983	4,820
	単独処理浄化槽人口 K	1,399	1,371	1,303	1,259	1,226	1,191	1,149	1,114	1,082	1,047	990
西条市全体	行政区域内人口 A=B+E	112,363	111,709	111,194	110,236	109,235	108,654	107,503	106,265	104,955	103,972	102,924
	非水洗化人口 B=C+D	23,595	22,997	22,345	21,616	20,907	20,362	19,557	18,804	17,241	15,673	15,210
	計画収集人口 C	23,468	22,878	22,234	21,514	20,817	20,281	19,482	18,731	17,174	15,609	15,153
	自家処理人口 D	127	119	111	102	90	81	75	73	67	64	57
	水洗化人口 E=F+G+H+I	88,768	88,712	88,849	88,620	88,328	88,292	87,946	87,461	87,714	88,299	87,714
	公共下水道 F	55,671	55,836	57,986	58,045	59,564	60,661	60,638	60,380	61,088	62,089	61,923
	コミュニティプラント G	2,142	2,095	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	1,535	1,534	1,494	1,491	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	29,420	29,247	29,369	29,084	28,764	27,631	27,308	27,081	26,626	26,210	25,791
	合併処理浄化槽人口 J	19,375	19,547	20,023	20,117	20,096	19,314	19,267	19,292	19,170	19,028	18,851
	単独処理浄化槽人口 K	10,045	9,700	9,346	8,967	8,668	8,317	8,041	7,789	7,456	7,182	6,940





令和 6 年度版 西条市環境報告書

令和 7 年 発行

発行 西条市環境部環境政策課・衛生課・衛生施設課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷 164 番地
電話 0897-56-5151（代）
E-mail kankyoseisaku@saijo-city.jp（環境政策課）
eisei@saijo-city.jp（衛生課）
eiseishisetsu@saijo-city.jp（衛生施設課）
